

令和6年度

福祉の概要

横手市市民福祉部(福祉事務所)



(目 次)

横手市の概要	1
1. 地理・地勢	1
2. 人口・世帯等	2
市民福祉部(福祉事務所)の概要	3
1. 市民福祉部(福祉事務所)組織機構と職員の状況	3
2. 市民福祉部(福祉事務所)事務分掌	4
3. 福祉行政予算	5
生活保護(生活保護の動向)	6
1. 被保護人員・世帯の保護の状況	7
2. 保護の種類(扶助別)の人員	7
3. 保護世帯の労働類型別の状況	7
4. 保護世帯の世帯別の状況	7
5. 保護の開始状況	7
6. 保護の廃止状況	7
7. 扶助別支給状況	8
児童福祉(児童福祉の動向)	9
1. 保育所等	10
2. 児童手当	13
3. 児童扶養手当	13
4. 特別児童扶養手当	13
5. 児童健全育成事業	14
6. 要保護児童対策	17
7. 児童福祉施設	18
8. その他	18
母子・父子福祉(母子・父子福祉の動向)	19
1. 横手市の母子・父子世帯	20
2. 母子・父子福祉事業	21
3. ひとり親家庭支援事業	22

障がい者福祉(障がい者福祉の動向)	23
1. 障がい者福祉事業の概要	24
2. 身体障害者手帳所持者	25
3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者	26
4. 本市における地域生活支援体制	26
5. 自立支援給付の状況	27
6. 自立支援給付費実績	28
7. 自立支援医療	29
8. 補装具の支給	29
9. 地域生活支援事業	30
高齢者福祉	32
1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針	32
2. 地域見守り体制の構築	33
3. 敬老意識の醸成	33
4. 日常生活への支援	34
5. 健康づくりの推進	35
6. 生きがいづくり・社会参加の促進	35
7. 在宅介護への支援	36
8. 要介護高齢者の保護	37
介護保険	38
1. 被保険者数の推移	38
2. 要介護(要支援)認定者の推移	38
3. 受給者数	39
4. 給付実績(令和3年度～令和5年度)	40
5. 第1号被保険者の介護保険料	41
6. 介護保険施設等の設置状況	41
地域包括支援センター事業	42
1. 横手市地域包括支援センターの動向	42
2. 横手市地域包括支援センターの沿革	43
3. 横手市地域包括支援センターの役割	44
4. 令和5年度事業実績	46
民生委員・児童委員	58
生活困窮者自立支援事業	60

横手市の概要

1. 地理・地勢

地 理

本市は、秋田県の内陸南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりをみせています。総面積は692.80km²で秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地が178km²、森林が375km²、原野28km²、宅地29km²となっており、県内の平均値(可住地面積割合)と比較してみても、耕地(田畑)と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には豪雪により市民生活に大きな影響が出ました。また、令和3年2月には統計を開始して以来の最深積雪となる203cmを記録しています。

雪は、人が生活するには厄介なものである反面、横手市の環境に潤いをもたらす貴重な水資源ともなっています。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を経由して東北新幹線では約4時間10分で首都東京と結ばれています。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結んでいます。さらには、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路(将来、東北中央自動車道)が秋田自動車道と交差しているほか、令和元年には横手北スマートインターチェンジが開通しています。また、国道342号と国道397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれており、本地域は県下でも有数の交通の要衝になっています。

地 勢

市内全域には570か所余りの遺跡が点在し、およそ1万5千年前の旧石器時代から、人びとの暮らしが営まれてきたことを伝えてくれます。現在のような田園風景は、奈良時代に律令国家がこの地に平鹿郡を造ったことにより、その基礎が確立されました。平安時代には、奥州藤原氏の平泉文化へと連なる、後三年合戦(1083～87年)がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く遺されています。中世以後の横手は小野寺氏が治め、江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、常に県南の中心地域として発展してきました。明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村合併により、人口約10万人となり秋田県第2の都市となっています。

2. 人口、世帯等

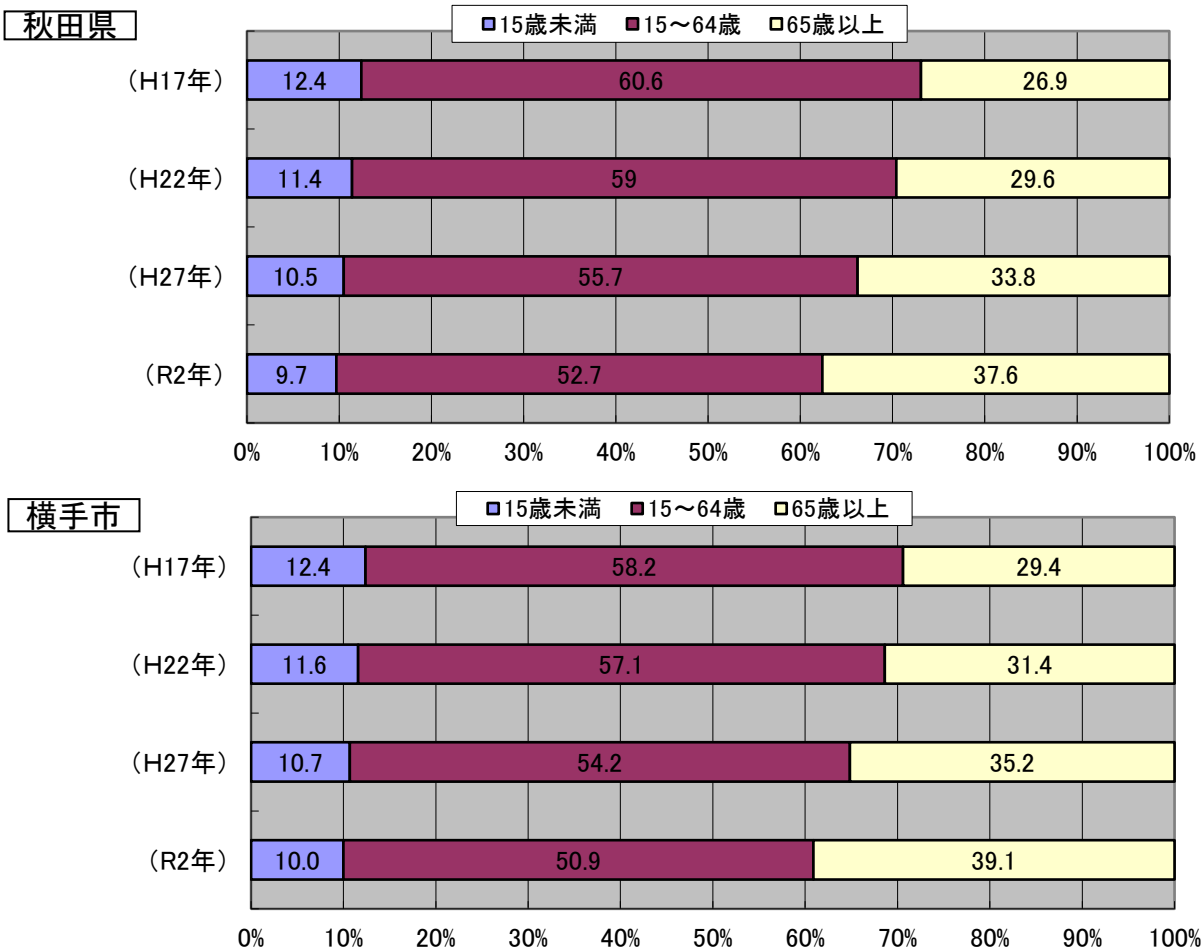
令和2年の国勢調査によると、人口は85,555人で、前回調査の平成27年より7.2%、6,642人の減少となっています。一方、総世帯数は31,013世帯と前回の平成27年より1.4%、450世帯減少しています。

昭和55年以降の推移をみると、人口は昭和55年をピークとして減少傾向にあります。総世帯数は前回の平成22年調査までは増加傾向にありましたが、平成27年からは減少に転じています。

年齢三区分別人口についてみると、65歳以上の老年人口の構成比は39.1%で平成27年の前回調査より3.9ポイント(秋田県3.8ポイント)増加の33,401人となっています。また、0歳から14歳までの年少人口の構成比は10.0%で、前回調査より0.7ポイント(秋田県0.8ポイント)減少の8,532人となっています。

秋田県全体で少子・高齢化が進展していますが、本市の高齢者割合は秋田県の平均を上回っています。(下表「年齢三区分別人口構成比の推移」)

年齢三区分別人口構成比の推移

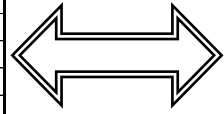
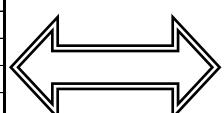
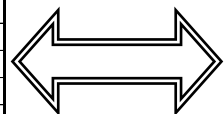
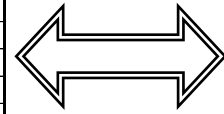


市民福祉部（福祉事務所）の概要

1. 市民福祉部（福祉事務所）組織機構と職員の状況

令和6年5月1日現在

部長兼福祉事務所長		1人
社会福祉課長		1人
企画調整係長		1人
担当職員		4人
一般事務補助(会計年度任用職員)		3人
障がい福祉係長		1人
担当職員		4人
聴覚障がい者相談員(会計年度任用職員)		1人
障がい認定調査員(会計年度任用職員)		2人
障がい福祉相談員(会計年度任用職員)		1人
生活福祉係長(査察指導員兼務)		1人
ケースワーカー		7人
就労支援専門員(会計年度任用職員)		2人
医療・介護事務専門員(会計年度任用職員)		2人
特別相談指導員(会計年度任用職員)		1人
面接相談員(会計年度任用職員)		1人
子育て支援課長		1人
児童家庭係長		1人
担当職員		5人
家庭児童相談員(会計年度任用職員)		5人
母子・父子自立支援員(会計年度任用職員)		2人
幼保係長		1人
担当職員		5人
一般事務補助(会計年度任用職員)		2人
子ども育成係長		1人
担当職員		4人
一般事務補助(会計年度任用職員)		1人
児童館 3施設(会計年度任用職員)		13人
子育て支援拠点施設 2施設(会計年度任用職員)		10人
ファミリー・サポート・センター本部(会計年度任用職員)		2人
児童クラブ横手地域直営 14施設(会計年度任用職員)		54人
まると福祉課長		1人
地域福祉係長		1人
担当職員		6人
窓口サービス専門員(会計年度任用職員)		3人
一般事務補助(会計年度任用職員)		2人
介護保険係長		1人
担当職員		6人
介護保険認定調査員(会計年度任用職員)		11人
一般事務補助(会計年度任用職員)		1人
包括ケア推進係長		1人
担当職員		4人
非常勤栄養士(会計年度任用職員)		2人
一般事務補助(会計年度任用職員)		1人
地域包括支援センター所長		1人
東部	係長	1人
	保健師業務	2人
	担当職員	4人
	介護予防支援業務(会計年度任用職員)	4人
西部	係長	1人
	保健師業務	1人
	担当職員	2人
	介護予防支援業務(会計年度任用職員)	1人
南部	係長	1人
	保健師業務	1人
	担当職員	1人
	介護予防支援業務(会計年度任用職員)	3人
特別養護老人ホーム 白寿園(会計年度任用職員含む)		85人
介護老人保健施設 老健おもり		61人
指定通所介護事業所 森の家		16人

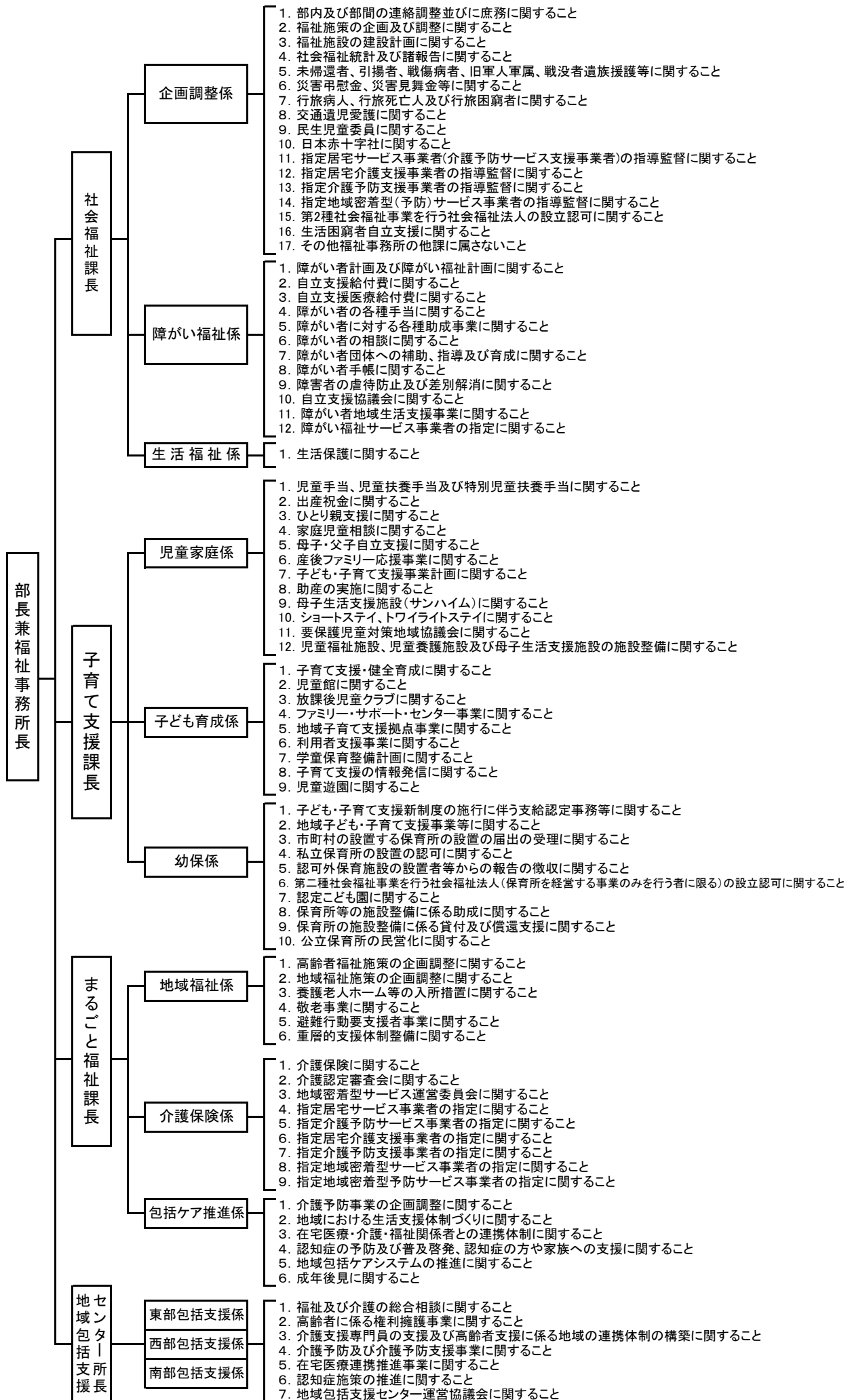


まちづくり推進部 市民サービス課（7地域局）

※指定管理施設

母子生活支援施設 サンハイム
障害者支援施設 ひまわり社

2. 市民福祉部(福祉事務所)事務分掌



3. 福祉行政予算の状況

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度			令和 6 年度			前年度比較
	当初予算額	構成比率		当初予算額	構成比率		伸 率
		一般会計	民生費		一般会計	民生費	
横手市一般会計総額	58,524,000	100.0%	—	58,671,000	100.0%	—	0.3%
民生費（福祉関係）	12,924,263	22.0%	100.0%	13,261,905	22.6%	100.0%	2.6%
社会福祉費	6,374,369	10.9%	48.1%	6,513,861	11.1%	49.1%	2.2%
社会福祉総務費	1,030,527	1.8%	7.8%	829,487	1.4%	6.3%	-19.5%
障がい者自立支援給付費	2,500,747	4.3%	18.9%	2,646,197	4.5%	20.0%	5.8%
障がい者福祉費	87,152	0.1%	0.7%	77,599	0.1%	0.6%	-11.0%
地域福祉費	433,935	0.7%	3.3%	517,094	0.9%	3.9%	19.2%
高齢者福祉施設費	321,382	0.5%	2.4%	457,867	0.8%	3.5%	42.5%
介護保険対策費	2,000,626	3.4%	15.1%	1,985,617	3.4%	15.0%	-0.8%
児童福祉費	5,466,188	9.3%	41.2%	5,636,485	9.6%	42.5%	3.1%
児童福祉総務費	1,021,597	1.7%	7.7%	1,249,512	2.1%	9.4%	22.3%
児童手当費	934,355	1.6%	7.0%	954,780	1.6%	7.2%	2.2%
児童措置費	3,081,801	5.3%	23.2%	2,874,309	4.9%	21.7%	-6.7%
母子福祉費	50,417	0.1%	0.4%	46,927	0.1%	0.4%	-6.9%
児童福祉施設費	23,587	0.04%	0.2%	29,356	0.1%	0.2%	24.5%
児童福祉施設整備費	495	0.001%	0.004%	99,967	0.2%	0.8%	20095.4%
公立保育所費	353,936	0.6%	2.7%	381,634	0.7%	2.9%	7.8%
生活保護費	1,082,836	1.8%	8.2%	1,110,689	1.9%	8.4%	2.6%
生活保護総務費	49,980	0.1%	0.4%	56,908	0.1%	0.4%	13.9%
扶助費	1,032,856	1.8%	7.8%	1,053,781	1.8%	7.9%	2.0%
災害救助費	870	0.001%	0.01%	870	0.001%	0.01%	0.0%

生活保護

生活保護の動向

平成17年10月の市町村合併により、秋田県南福祉事務所から平鹿郡内の生活保護業務が移管され、旧横手市平鹿郡全体の生活保護業務が新横手市福祉事務所へ引き継がれました。令和6年3月末の被保護世帯は591世帯、被保護者数は741名、保護率は人口82,485人に対し9.0%となり、前年より0.7%増加しました。

世帯類型別では、高齢者世帯が62.6%(370世帯)、傷病・障がい者世帯が13.0%(77世帯)、母子世帯が2.0%(12世帯)、その他の世帯が22.3%(132世帯)です。また、81.7%(483世帯)が単身世帯となっています。

被保護者の79.9%(592名)の方が何らかの傷病により医療機関へ通院や入院(医療扶助)し、また、19.8%(147名)の方が介護保険制度を利用(介護扶助)しています。

稼動の状況ですが、世帯員の誰かが働いている世帯は13.7%(81世帯)で、誰も働いていない世帯が86.3%(510世帯)を占めています。

令和5年度の新規の保護申請件数は115件で、うち101件を保護開始しており、開始率は88.6%です。内訳は「貯金等、手持金の減少喪失」が最も多く、「世帯主の傷病」「仕送り等の減少喪失」が続きます。保護廃止は69件で、「死亡」が最も多く、「施設入所」が続きます。

平成20年4月以降、就労支援専門員を2名配置し就労支援に取り組んでいます。支援内容は就労に関する相談支援を中心に、世帯訪問、ハローワークとの連携、求人情報提供、就労に向けた準備支援、企業訪問による情報収集等多岐にわたっています。令和5年度の支援者数は64名、うち16名が就職・増収を達成しています。

平成27年度以降、管内の有効求人倍率の平均は1倍を超えていますが、前年度より下降状態にあります。このような状況により、被保護者の短期就労を含めた就労者数や、自立廃止に至る件数にどのように影響をもたらすのか注視していかなければなりません。

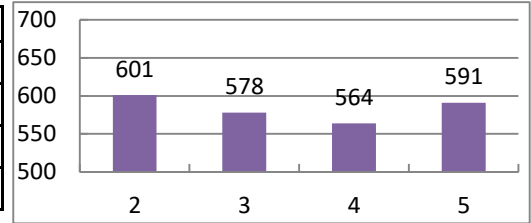
令和5年度は被保護世帯が増加しました。被保護世帯の半数以上を占める「高齢者世帯」と「その他世帯」が増加する傾向にあります。生活保護は社会的影響を受ける場合が多く新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことや、物価高騰などで貯蓄等が減少していることが、今後どのような影響をもたらしていくのか注視していかなければなりません。

1. 被保護人員、世帯の保護の状況

年度/区分	統計人口	人員	世帯数	保護率	備考
令和2年度	86,499	779	601	9.‰	令和2年度末
令和3年度	85,174	721	578	8.5‰	令和3年度末
令和4年度	83,594	690	564	8.3‰	令和4年度末
令和5年度	82,485	741	591	9.‰	令和5年度末

単位：人

単位：世帯



2. 保護の種類(扶助費)の人員

単位：人

年度/扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	施設	備考
令和2年度	676	405	29	151	628	2	19	2	24	令和2年度末
令和3年度	632	392	25	155	601	0	16	1	23	令和3年度末
令和4年度	603	381	21	161	592	0	15	0	22	令和4年度末
令和5年度	634	402	26	180	622	0	22	0	19	令和5年度末

3. 保護世帯の労働類型別の状況

単位：世帯

年度/労働 類型	世帯主が働いている世帯				世帯員が 働いている 世帯	働いてい る者のい ない世帯	合計	稼働率	備考
	常用	日雇	内職者	その他					
令和2年度	20	38	4	1	13	525	601	12.6%	令和2年度末
令和3年度	46	14	5	4	15	494	578	14.5%	令和3年度末
令和4年度	43	13	7	8	12	481	564	14.7%	令和4年度末
令和5年度	43	17	4	6	11	510	591	13.7%	令和5年度末

4. 保護世帯の世帯別の状況

単位：世帯

年度/世帯類型	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	合計	備考
令和2年度	354	17	64	40	126	601	令和2年度末
令和3年度	358	14	58	32	116	578	令和3年度末
令和4年度	365	13	51	29	106	564	令和4年度末
令和5年度	370	12	47	30	132	591	令和5年度末

5. 保護の開始状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主 の傷病	世帯員 の傷病	稼働者の 死亡・離職・不在	働きによる 収入減少	年金・仕送り等 の減少・喪失	その他	合計	備考
令和2年度	5			9	4	60	78	令和2年度末
令和3年度	6		2	3	3	46	60	令和3年度末
令和4年度	6		1	6	5	44	62	令和4年度末
令和5年度	5	1		4	1	87	98	令和5年度末

※その他（預貯金・手持ち金減少 世帯分離 転入など）

6. 保護の廃止状況(理由別年度集計)

単位：世帯

年度/理由	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死亡・ 失踪	稼働収入の 増加・取得	年金・仕送等 の増加	働き手の 転入	施設入所	その他	合計	備考
令和2年度			27	6	6		9	42	90	令和2年度末
令和3年度			22	17	6	2	9	22	78	令和3年度末
令和4年度			27	12	4		5	29	77	令和4年度末
令和5年度	1		37	2	1		8	20	69	令和5年度末

※その他（収入の増加 親族の引取り 世帯認定の見直し 転出など）

7. 扶助別支給状況

年度/収支	生活扶助			住宅扶助			教育扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和2年度	315,797	607,302	476,315	100,557	323,334	255,221	5,074	338,267	195,154
(月平均)	26,316			8,380			423		

令和3年度	301,750	597,525	478,968	104,521	333,933	269,384	2,980	198,667	119,200
(月平均)	25,146			8,710			248		

令和4年度	284,089	583,345	479,071	101,557	328,663	270,098	2,051	186,455	113,944
(月平均)	23,674			8,463			171		

令和5年度	283,618	583,576	469,566	102,890	330,836	267,943	2,312	177,846	105,091
(月平均)	23,635			8,574			193		

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	介護扶助			医療扶助			出産扶助		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和2年度	18,519	125,980	118,712	567,450	1,084,990	899,287	73	36,540	36,540
(月平均)	1,543			47,288					

令和3年度	20,765	149,388	140,304	491,792	973,846	816,930	0	0	0
(月平均)	1,730			40,983					

令和4年度	21,379	147,441	137,045	493,210	986,420	831,720	36	36,236	36,236
(月平均)	1,782			41,101					

令和5年度	28,139	24,216	164,556	573,810	1,138,512	950,017	0	0	0
(月平均)	2,345			47,818					

単位:千円 単位:円 単位:円

年度/収支	生業扶助			葬祭扶助			施設事務費		
	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均	保護費	世帯平均	一人平均
令和2年度	2,641	188,643	139,000	350	116,616	116,616	45,190	1,882,917	1,882,917
(月平均)	220						3,766		

令和3年度	1,636	204,500	148,727	940	117,500	117,500	45,231	1,966,565	1,966,565
(月平均)	136						3,769		

令和4年度	2,886	360,750	222,000	1,200	120,000	120,000	43,833	1,992,409	1,992,409
(月平均)	241						3,653		

令和5年度	2,786	253,273	199,000	1,869	1,869,000	1,869,000	40,985	1,862,955	1,862,955
(月平均)	232						3,415		

単位:千円 単位:円 単位:円

児 童 福 祉

児童福祉の動向

横手市の幼児人口(0歳～5歳)は、各年4月1日現在の状況が令和4年2,595人、令和5年2,405人、令和6年2,201人と推移しており、幼児人口の減少が続いています。

一方、保育認定の入所児童数は、令和4年2,065人、令和5年1,916人、令和6年1,812人と推移しており、幼児人口ほどではありませんが減少しています。幼児人口に占める保育認定児童数はわずかながら上昇(R4=79.6%、R5=79.7%、R6=82.3%)しており、共働き世帯や核家族の増加等により低年齢のうちから保育を必要とする幼児の割合が増加していることを示しています。

次に保育所、認定こども園における保育支援事業の実施状況は、一時預かり31施設、延長保育35施設、病児・病後児保育13施設、休日保育8施設となっています。

保護者の多様な労働形態への対応と、体調不良となった児童等への対応を強化するため、需要のある地域の施設においては保育支援事業の積極的な導入を推進しています。

次代を担う児童を養育する家庭における生活の安定や、福祉の増進を図ることなどを目的として様々な手当を支給しています。

「児童手当」は、令和5年度で年間延べ80,295人へ支給しています。

ひとり親等に支給する「児童扶養手当」は、令和5年度末現在で受給者が562人おり、内訳は、母が515人、父が47人となっています。

「特別児童扶養手当」は、障がいのある20歳未満の児童の養育者等に支給しており、令和5年度末現在、受給者が244人となっています。

市内には児童厚生員が常駐する3つの「児童センター」があります。その中でY²ぷらざ内にある横手市児童センターは、地域子育て支援センターとファミリー・サポート・センター、相談業務の機能を併せ持ち、年間延べ3万人以上の方に利用されています。

さらに、令和2年度からは「子育て応援窓口」を併設し、子育て情報の提供や相談・援助など保護者に寄り添った支援体制の充実に努めています。

また、地域における子育て家庭の交流拠点として「地域子育て支援センター」と「つどいの広場」を市内8ヶ所に設け、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援しています。

近年、女性の就業割合の高まりや核家族の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てを支えるさまざまなサービスの充実が求められています。

「放課後児童クラブ」は、概ね小学校1年生から6年生の児童(一部4年生まで)を対象に、放課後等における児童の保護と健全育成を支援しています。令和6年4月1日現在、30箇所1,129人が登録されています。

「横手市ファミリー・サポート・センター」は、育児の援助を受けたい「依頼会員」と援助を行いたい「提供会員」を結ぶ会員組織として平成13年から活動を開始し、令和5年度末で会員数604人となっています。

子どもの一時的な預かりを行う「ショートステイ事業」と「トワイライトステイ事業」については、2歳以上は県南愛児園ドリームハウス、2歳未満のショートステイ事業は秋田赤十字乳児院が預け先となっています。

複雑化する子どもの家庭問題について家庭児童相談室を開設しており、相談に応じて助言、援助、支援をするとともに、問題の早期発見・対応に努めております。令和5年度の相談件数は196件で前年度から増加しており、その内訳としては、児童虐待相談、言語発達障がい等相談、性格行動相談の件数が多く、全体の80.6%を占めています。

令和2年度に開設した「横手市子ども家庭総合支援拠点」は、近年増加している児童虐待の防止を推進し、関係機関と連携しながら子どもと子育て家庭を見守り、支援体制の強化に努めます。

1. 保育所等

保育所は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。地方自治体が運営している保育所（公立）と、社会福祉法人などが運営する保育所（私立）があります。

保育所の開所時間は、通常11時間です。通常開所時間を超えて延長保育を実施している保育所もあります。

1) 幼児人口（令和6年4月1日現在）

単位：人

区 分	年 齢 別 内 訳						計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
男	146	157	198	191	193	236	1,121
女	119	167	160	194	203	237	1,080
計	265	324	358	385	396	473	2,201

2) 特定教育・保育施設入所状況（令和6年4月1日現在）

区 分	施設数	利用 定員	児 童 の 年 齢 別 内 訳						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公立保育所	3	270	5	23	34	35	28	42	167
私立保育所	22	1,380	43	185	198	218	243	281	1,168
幼稚園型 認定こども園	4	175	4	18	25	55	52	64	218
幼保連携型 認定こども園	4	375	9	35	51	75	71	79	320
小 計	33	2,200	61	261	308	383	394	466	1,873
市外公立	—	—	0	0	0	0	0	0	0
市外私立	—	—	2	3	6	3	1	6	21
合 計	—	—	63	264	314	386	395	472	1,894

3) 保育所運営費支出状況（令和6年度実績見込）

区 分		施設数	入所人員	支出額（円）
			（月平均/ 延人員）	
横手市内	公立保育所	3	175 / 2,095	—
	私立保育所	22	1,358 / 16,299	1,952,534,240
横手市外	公立保育所	0	0 / 0	0
	私立保育所	6	7 / 80	11,529,880
計		31	1,540 / 18,474	1,964,064,120

※入所人員 月平均：小数第1位四捨五入／ 令和6年4月30日現在実績見込

4) 保育所(園)の状況（令和6年4月1日現在）

名 称	公私 の別	所 在 (地域)	利 用 定 員	入 所 人 員							入所率	認可年
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計		
横手幼児園	私立	横手	80人	3人	12人	13人	15人	16人	15人	74人	92.5%	昭23
横手マリア園	私立	横手	30人	2人	2人	4人	3人	5人	7人	23人	76.7%	昭23
アソカ保育園	私立	横手	60人	4人	10人	6人	6人	11人	15人	52人	86.7%	昭27
明照保育園	私立	横手	100人	4人	13人	15人	18人	16人	22人	88人	88.0%	昭32
白梅保育園	私立	横手	60人	1人	9人	5人	13人	9人	14人	51人	85.0%	昭31
常盤保育園	私立	横手	60人	1人	6人	6人	14人	11人	15人	53人	88.3%	昭28
ときわベビーハウス	私立	横手	50人	2人	16人	14人	0人	0人	0人	32人	64.0%	平28
むつみ乳児保育園	私立	横手	30人	2人	19人	0人	0人	0人	0人	21人	70.0%	平25
旭保育園	私立	横手	70人	0人	9人	10人	13人	13人	21人	66人	94.3%	昭37
金沢保育園	私立	横手	40人	2人	4人	4人	12人	3人	9人	34人	85.0%	昭49
みいりの保育園	私立	横手	80人	3人	10人	14人	10人	16人	14人	67人	83.8%	昭55
ますだ保育園	公立	増田	150人	0人	14人	19人	18人	16人	24人	91人	60.7%	昭51
浅舞感恩講保育園	私立	平鹿	70人	0人	8人	11人	10人	10人	13人	52人	74.3%	昭26
下鍋倉保育所	私立	平鹿	80人	2人	6人	9人	12人	19人	16人	64人	80.0%	昭32
樽見内保育園	私立	平鹿	30人	2人	3人	5人	4人	2人	13人	29人	96.7%	昭37
吉田保育所	私立	平鹿	50人	2人	3人	7人	6人	11人	15人	44人	88.0%	昭54
醍醐保育園	私立	平鹿	80人	4人	8人	8人	16人	23人	12人	71人	88.8%	平14
雄物川保育園	私立	雄物川	70人	2人	8人	15人	12人	13人	14人	64人	91.4%	平28
川西保育園	私立	大森	30人	0人	2人	6人	5人	5人	7人	25人	83.3%	令3
大森保育園	私立	大森	60人	0人	6人	4人	9人	12人	14人	45人	75.0%	昭27
十文字保育園	私立	十文字	120人	5人	15人	18人	23人	28人	21人	110人	91.7%	令3
三重保育所	公立	十文字	60人	0人	6人	5人	9人	5人	12人	37人	61.7%	昭44
にしの杜保育園	私立	十文字	70人	2人	11人	11人	9人	7人	11人	51人	72.9%	令2
さんない保育園	公立	山内	60人	5人	3人	10人	8人	7人	6人	39人	65.0%	昭44
たいゆう保育園	私立	大雄	60人	0人	5人	13人	8人	13人	13人	52人	86.7%	平12
計			1,650人	48人	208人	232人	253人	271人	323人	1,335人	80.9%	

5) 特別保育事業の状況

(1)一時預かり事業

保育所等を利用していない世帯等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において児童を保育する事業です。

(2)乳児保育事業

1歳未満の児童を保育所において保育する事業です。

(3)障がい児保育事業

障がい児の保育を推進するため、軽度から重度の障がいのある児童を保育所において保育する事業です。

(4)延長保育事業

保護者の勤務形態の多様化による児童の保育時間延長の需要に対応するため、保育所が通常の開所時間を延長し児童を保育する事業です。

(5)病児・病後児保育事業

病氣中あるいは病気の回復期にある子どもが保育所などでの集団生活が困難な場合、専用施設において一時的に預かる事業です。保育中に体調不良となった入所児の場合は、保護者が迎えに来るまでの間、当日の緊急対応を行う保育所もあります。

(6)休日保育事業

就労形態の多様化に対応するため、日曜日、国民の祝日等の休日に保育を行う事業です。

◎地域子ども・子育て支援事業等の実施状況（各年度4月1日現在）

※施設数(HP掲載)

事業区分		令和5年度			令和6年度		
		公立	私立	計	公立	私立	計
一時預かり		2	30	32	2	29	31
乳児保育		3	31	34	3	31	34
障がい児保育		3	24	27	2	23	25
延長保育	短時間	0	4	4	0	4	4
	標準時間	3	28	31	3	28	31
病児・病後児保育	病児	0	0	0	0	0	0
	病後児	0	1	1	0	1	1
	体調不良児	0	12	12	0	12	12
休日保育		0	8	8	0	8	8

2. 児童手当

平成24年4月に児童手当法の一部を改正する法律が施行され、子ども手当から児童手当に改正されました。児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

支給要件は、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給されます。

1) 児童手当給付状況（令和5年度支給分）

区 分	延児童数	一人当たりの月額		支給総額 (千円)
		児童手当	特例給付	
3歳未満	9,911人	15,000 円	5,000 円	147,035
3歳以上 小学校修了前	50,740人	10,000 円 (第3子以降は15,000円)		536,275
小学校修了後 中学校修了前	19,644人	10,000 円		194,930
合 計	80,295人			878,240

3. 児童扶養手当

父母の離婚や死別、障がいなどの理由により、児童（18才に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）の父（母）、または父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

なお、平成20年4月分より手当の受給から5年等を経過すると一部が支給停止となります。ただし、就業等の要件を満たしていることを届出することにより、継続して受給することができます。

1) 児童扶養手当給付状況（令和6年3月31日現在）

年 度	受給者（人）	1人目月額（円）	2人目（円）	3人目以降（円）
R5	562	45,500～10,740	10,750～5,380	6,450～3,230

4. 特別児童扶養手当

精神または身体的に法律で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

1) 特別児童扶養手当給付状況（令和6年3月31日現在）

年 度	受給者（人）	一人当たり月額（円）			
R5	244	1級	55,350	2級	36,860

5. 児童健全育成事業

1) 放課後児童健全育成事業(「児童クラブ」)

「児童クラブ」は、保護者の労働等により家庭での児童の生活が困難な場合に、遊びや生活の場を提供し、これら児童の健全な育成を図っています。対象児童は原則として小学校6年生(一部4年生)までで、横手市が設置主体で実施している児童クラブは、令和6年4月現在30カ所あります。

(令和6年4月1日現在)

クラブの名称	運営主体	実施場所	登録児童数	設置年月
学童保育「みなみ」	横手市	横手南小学校	18	H 7. 5
学童保育「みなみⅡ」	横手市	横手南小学校	16	H 2 3. 4
学童保育「みなみⅣ」	横手市	横手南小学校	24	H 2 7. 4
学童保育「わんぱく」	横手市	上内町6-39	72	H 1 2. 6
学童保育「てらこや明照」	(福)明照福祉会	九品寺 集会場	39	H 3 0. 4
学童保育「あさくら」	横手市	朝倉小学校 敷地内専用施設	34	H 9. 5
学童保育「あさくらⅢ」	横手市	朝倉小学校	17	H 2 7. 4
学童保育「あさくらキッズ」	横手市	あさくら館	36	H 2 1. 4
学童保育「ピノキオ」	横手市	朝日が丘児童センター	18	H 6. 4
学童保育「あさひ」	横手市	旭ふれあい館	53	H 1 8. 4
学童保育「あさひⅢ」	横手市	旭小学校	17	H 2 7. 4
学童保育「さかえ」	横手市	さかえ館	14	H 1 5. 4
げんキッズよこてきた	横手市	横手北小学校 敷地内専用施設	72	H 2 8. 4
学童保育「金沢よこてきた」	横手市	金沢孔城館	20	H 3 0. 4
学童保育「卸町よこてきた」	横手市	卸町9-4 (株)アートピアササキ 社屋2階	46	R 3. 4
学童保育「卸センター」	横手市	卸町4番10号 協同組合横手卸センター	12	R 5. 6
学童保育「すまいるキッズ」	横手市	増田町総合子育て支援施設	26	H 1 4. 4
学童保育「ますだキッズ」	横手市	増田小学校	34	H 2 0. 1
浅舞児童クラブ	(福)浅舞感恩講	浅舞小学校	75	H 1 5. 1 1
醍醐児童クラブ	(福)育童会	醍醐小学校	45	H 1 6. 9
児童クラブ「どんぐりっこ」	父母会	吉田小学校	51	H 1 3. 4
にこにこキッズ雄物川	(福)同心会	雄物川小学校 敷地内専用施設	53	H 1 9. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅲ	(福)同心会	雄物川保健センター後ろ専用施設	50	H 2 9. 4
にこにこキッズ雄物川Ⅳ	(福)育童会	雄物川コミュニティセンター	21	R 6. 4
学童保育「おおもり」	(福)大森保育園	大森小学校 敷地内専用施設	36	H 2 1. 1 2
学童保育「ふれあい」	横手市	子どもと老人のふれあいセンター	27	H 2 3. 4
学童保育「十文字なかよし」	(福)相和会	十文字小学校向かい専用施設	107	R 3. 4
学童保育「十文字なかよし4」	(福)一真会	旧植田保育所	32	R 3. 4
なかよしクラブ	横手市	山内小学校	26	H 1 5. 7
大雄子どもセンター	横手市	大雄小学校 敷地内専用施設	38	H 1 5. 4
計			1,129	

2) 児童発達支援事業(「モモの家」)

平成8年10月1日開設(社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託)

横手市内に住む、ことばや運動の発達に遅れがみられたり、目や耳や身体に心配のある0歳から6歳までの乳幼児を対象に、集団保育、個別指導、言語聴覚士による訓練、育児に関する相談などを行います。

3) 子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

平成8年10月1日開設

保護者が一時的あるいは夜間、日常的に児童の養育が困難な場合に、保護者に代わって養育します。対象は市内在住の18歳未満の児童であり、ショートステイ事業（7日以内の短期宿泊預かり）とトワイライトステイ事業（午後10時までの夜間及び休日預かり）を県南愛児園「ドリームハウス」と秋田赤十字乳児院（2歳未満児のショートステイ事業のみ）で実施しています。

事業名	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
ショートステイ事業	2歳未満児	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	2歳以上児	3人	105日	3人	72日	2人	4日
トワイライトステイ事業	夜間養護	0人	0日	0人	0日	0人	0日
	休日預かり	1人	5日	0人	0日	0人	0日

4) 児童館

地域の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置されている児童厚生施設です。横手市内には横手市児童センター、朝日が丘児童センター、大森子どもと老人のふれあいセンターの3つの児童館に児童厚生員が常駐しています。

5) 子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター、つどいの広場）

核家族化が引き起こす現象として、育児に対する不安やストレスを抱えている親は少なくなく、子どもを健やかに生み育てていくための環境作りに向け、電話子育て相談・育児情報の提供・育児サークルへの支援・親子で気軽に参加できる広場等を行い、地域全体で子育て支援する基盤形成や家庭支援をしています。

名称	実施場所	開始年月日
横手市子育て支援センター「なかよし」	横手市児童センター	H13.4.1
横手市増田町子育て支援センター「ひよこルーム」	ますだ保育園	H17.6.1
横手市平鹿町子育て支援センター「りんごちゃんひろば」	醍醐保育園	H14.4.1
横手市大森町子育て支援センター「たんぽぽ」	大森子どもと老人のふれあいセンター	H15.4.1
横手市十文字町子育て支援センター	十文字市民サービス課	H14.4.1
横手市山内子育て支援センター	さんない保育園	H15.6.1
横手市大雄子育て支援センター	たいゆう保育園	H13.4.1
つどいの広場ひらか	アイリスハウス	H19.10.15

6) 横手市ファミリー・サポート・センター（平成13年4月1日開設）

仕事と育児の両立が安心してできるよう、子どもを預かってほしい会員（ファミリー会員）と子どもが好きで預かってもいい会員（サポート会員）が組織し、買い物などの外出時や急な仕事の際の預かりなどの相互援助活動を行っています。

(1)活動件数（令和2～令和5年度）

活 動 の 内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり及び送迎	119件	15件	件	件	
保育施設までの送迎	件	件	件	件	
学校の放課後の子どもの預かり	件	件	件	件	
学校の送迎	56件	22件	件	件	
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	1件	1件	5件	3件	
買い物等外出の際の子どもの預かり	125件	73件	101件	152件	
保護者等の病気、通院、検診等	2件	6件	15件	件	
保護者等の短時間、臨時的な就業時の援助	46件	56件	24件	35件	
子どもの習い事等の場合の援助	107件	127件	144件	145件	
病児の預かり（通院援助や発熱時の預かりなど）	件	件	件	4件	病児サポート
病後児の預かり	件	件	件	件	
その他	79件	24件	件	件	
合 計	535件	324件	289件	339件	

(2)会員数

区 分	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
依頼会員	506人	486人
提供会員	112人	111人
両方会員	6人	7人
合 計	624人	604人

6. 要保護児童対策

1) 家庭児童相談室

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭児童福祉の向上を図るため、相談援助や支援の充実強化を図ります。

○ 福祉事務所 子育て支援課内

毎週月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

家庭児童相談員 5人

◎ 駅前「Y 2 ぷらざ」内 横手市児童センター

年末年始（12月30日～1月2日）を除く土日祝日 午前10時から午後5時まで

家庭児童相談員（または母子・父子自立支援員） 1人

2) 横手市発達相談支援事業

主に就学前の5歳児健康相談における「発達支援が必要な子」の家庭に対し、日々の生活の充実や就学へのスムーズな移行につなぐ支援を行っています。

(1) 相談内容（令和元年度～令和5年度）

種 別		相 談 件 数 令和元年度	相 談 件 数 令和2年度	相 談 件 数 令和3年度	相 談 件 数 令和4年度	相 談 件 数 令和5年度
養 護 相 談	児童虐待相談	45件	44件	47件	50件	73件
	その他の相談	14件	23件	23件	24件	19件
保 健 相 談		0件	0件	0件	3件	0件
障 が い 相 談	肢体不自由相談	0件	0件	0件	0件	0件
	視聴覚障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	言語発達障がい等相談	22件	17件	17件	15件	19件
	重症心身障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	知的障がい相談	0件	0件	0件	0件	0件
	発達障害相談	0件	0件	0件	1件	1件
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	0件	0件	1件	0件	0件
	触法行為等相談	0件	0件	0件	0件	0件
育 成 相 談	性格行動相談	75件	50件	64件	69件	66件
	不登校相談	1件	1件	3件	4件	4件
	適 性 相 談	0件	0件	0件	0件	1件
	育児・しつけ相談	0件	2件	2件	6件	2件
そ の 他 の 相 談		7件	6件	4件	10件	11件
計		164件	143件	161件	182件	196件

7. 児童福祉施設

1) 横手市サンハイム（母子生活支援施設）

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的としています。（平成15年4月より社会福祉法人ファミリーケアサービスに委託）

(1) 入所状況

（令和6年4月1日現在）

施設名	設置主体	経営主体	定員	入所状況	措置内訳	
横手市サンハイム	横手市	社会福祉法人ファミリーケアサービス	16世帯	7世帯	市内	4世帯
					市外	3世帯

8. その他

1) 出産祝金支給状況

赤ちゃんの誕生を祝福し、子育てを支援するため、出産祝金として子ども1人につき3万円分の「横手市共通商品券」を支給しています。（令和元年9月20日より、支給要件を緩和）

支給年度	合 計
R1. 4～ R2. 3支給分	3 9 7 人 11,910,000円
R2. 4～ R3. 3支給分	3 8 2 人 11,460,000円
R3. 4～ R4. 3支給分	3 5 8 人 10,740,000円
R4. 4～ R5. 3支給分	3 2 9 人 9,870,000円
R5. 4～ R6. 3支給分	2 7 4 人 8,220,000円

母子・父子福祉

母子・父子福祉の動向

横手市では母子家庭として把握している世帯数が、令和5年8月1日現在849世帯です。母子世帯のうち30歳代と40歳代の母親が83%となっているほか、母と子のみの世帯が41.3%、収入が年間125万円未満の母親が28.3%となっています。一方、父子家庭世帯数は同日現在127世帯で、30歳代と40歳代の父親が61.4%、父と子のみの世帯が41.7%、収入が年間125万円未満の父親が13.4%となっています。

ひとり親家庭は、精神的にも経済的にも不安定な状況におかれやすいため、その家庭の児童の育成のための配慮から、必要な保護、指導が行われると同時に、養育者に対しては、その養育責任を遂行できるよう必要な援助が特に求められていると考えられます。

これらを補うため、母子父子寡婦福祉資金やひとり親家庭等住宅整備資金の貸付のほか、母子・父子自立支援員による求職活動や職業能力の向上に関する支援などが行われています。また、令和5年度では相談件数が母子父子で延べ355件（前年度比-149件）に減少していますが、これからも子育てと生計維持を一人で担わなければならないひとり親の経済的自立を支えていくことが求められています。

秋田県母子寡婦福祉連合会では、日ごろ親子そろって楽しむ機会が少なくなっているひとり親家庭の親と子が一堂に集い、親睦を深めるための交流事業を行っておりますが、令和5年度は定員に満たなかったため中止しています。

1. 横手市の母子・父子世帯

1) 横手市の母子世帯の実態

令和5年8月1日現在 単位：人

年 母 齢 の	20歳未満			20歳代			30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計							
	1			51			279		426		91		1		849							
な 母 つ 子 た 世 原 帯 因 に	死 別						離婚	遺 棄	行方 不明	配偶者 の 障がい	拘 禁	未婚 の母	そ の 他	合計								
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その 他	小計																
	35	0	0	13	1	49									721	0	0	6	1	71	1	849
用 母 形 の 態 雇	自営業		常用 雇用者		臨時 雇用者		日雇 雇用者		パート		内職		その他 雇用者		無職		不明		計			
	30		551		29		0		163		0		12		51		13			849		
母 の 収 入	無	50万円 未満		50万円 ～ 75万円		75万円 ～ 100万円		100万円 ～ 125万円		125万円 ～ 180万円		180万円 ～ 240万円		240万円 ～ 300万円		300万円 ～ 500万円		500 万円 以上		不明		計
		72	2	16	44	106	250	190	72	47	3	47	849									
児 童 の 状 況	就学前	就 学										就職	無職	その他	計							
		義務教育				高等 学校	短大	大学	専門学校 その他													
		小学校	中学校																			
		210	421	235	309	1	29	25	11	5	25	1,271										
み 母 の と 世 子 帯 の	20歳未満			20歳代			30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計							
	0			14			104		188		45		0		351							
一世帯当たり児童数									1.5 人													

2) 横手市の父子世帯の実態

令和5年8月1日現在 単位：人

年 父 齢 の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計			
	0		3		20		58		38		8		127			
な 父 つ 子 た 世 原 帯 因 に	死 別						離婚	遺 棄	行方 不明	配偶者 の 障がい	拘 禁	未 婚 の父	そ の 他	合計		
	病死	交通 事故	産業 災害	自殺	その他	小計										
	24	1	0	0	0	25									97	0
用 父 形 の 態 雇	自営業		常用 雇用者		臨時 雇用者		日雇 雇用者		パート	内職		その他 雇用者		無職	不明	計
	24		93		2		0		2	0		0		6	0	
父 の 収 入	無	50万円	50万円	75万円	100万円	125万円	180万円	240万円	300万円	500万円	不明	計				
		未満	～ 75万円	～ 100万円	～ 125万円	～ 180万円	～ 240万円	～ 300万円	～ 500万円	以上						
	9	0	0	2	6	7	31	39	13	6	14	127				
児 童 の 状 況	就学前	就 学						就職	無職	その他	計					
		義務教育		高等 学校	短大	大学	専門学校 その他									
		小学校	中学校													
	18	62	31	54	0	6	5	2	1	13	192					
み 父 の と 世 子 帯 の	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上		計			
	0		1		10		20		17		5		53			
一世帯当たり児童数							1.51 人									

2. 母子・父子福祉事業

1) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や情報提供及び指導等を行っています。

○母子・父子自立支援員 3名

(1) 相談指導の状況(平成30～令和5年度)

単位：件 ※()内は延件数

	生 活 一 般		生 活 援 護		児 童 問 題		計	
	母子	父子	母子	父子	母子	父子	母子	父子
平成30年度	105 (169)	9 (9)	163 (264)	11 (37)	28 (50)	1 (1)	296 (483)	21 (47)
令和元年度	97 (182)	8 (13)	188 (319)	15 (44)	21 (50)	5 (5)	306 (551)	28 (62)
令和2年度	142 (233)	7 (10)	170 (324)	22 (38)	44 (87)	2 (2)	356 (644)	31 (50)
令和3年度	87 (164)	5 (6)	144 (324)	18 (31)	42 (91)	2 (2)	273 (579)	25 (39)
令和4年度	76 (161)	6 (6)	115 (221)	16 (27)	36 (85)	4 (4)	227 (467)	26 (37)
令和5年度	62 (114)	9 (12)	132 (178)	8 (12)	20 (33)	2 (6)	214 (325)	19 (30)
備考	住宅、医療、家庭紛争、就労、結婚、養育費、借金、その他		母子寡婦福祉資金、公的年金、児童扶養手当、生活保護、税、その他		養育、教育、非行、就職、母子生活支援施設			

2) ひとり親家庭等住宅整備資金の貸し付け(県単)

市内に居住する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の住宅の補修や増改築に必要な整備資金の貸付を行います。

- 貸付限度額 150万円以内
- 貸付利率 年0.1% (年2回の見直しあり、所得税の非課税世帯は無利子)
- 償還期間 措置期間(1年以内)経過後9年以内

3) 母子寡婦福祉資金の貸付

配偶者のいない方で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉の増進に資するための資金の貸付をしています。

※母子父子寡婦資金の貸付条件

- 対象者 ひとり親家庭の父・母・寡婦
- 保証人 1人
- 償還方法 償還期間内に年賦・半年賦または月賦で返還

(単位：千円)

年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
種 類	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金												
事業継続資金												
修学資金	高等学校				1	1,890						
	大学または		2	6,396					1	2,160	1	540
	高等専門学校				1	3,000	3	1,750				
技能取得資金												
修業資金	1	319	1	300								
就職支度資金												
療養資金												
生活資金			1	500					1	600		
住宅資金												
転宅資金												
就学支度資金	2	1,160			2	460			1	580	2	970
結婚資金												
児童扶養資金												
計	3	1,479	4	7,196	4	5,350	3	1,750	3	3,340	3	1,510

3. ひとり親家庭支援事業

1) ひとり親家庭ふれあい交流事業

秋田県母子寡婦福祉連合会で行われている事業で、日常、親子そろって楽しむ機会が少ないひとり親家庭の親と子が一堂に集い、一日を楽しく過しながら相互の親睦を深めるために行っています。

(1) 親子交流会実施状況

	月 日	目 的 地	参加人数
H 29	7月2日（日）	あきた白神体験センター	32名
H 30	7月1日（日）	フェライト子ども科学館 土田牧場（にかほ市）	39名
R 1	6月29日（土）	鳥海山 木のおもちゃ美術館	31名
R 2		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 3		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 4		新型コロナウイルス感染予防のため中止	—
R 5	10月15日（日）	秋田ふるさと村 ※定員に達しないため中止	—

障がい者福祉

障がい者福祉の動向

障がい者福祉については、2003(平成15)年度から“障がいのある人も家庭や地域で普通の生活ができる社会に”というノーマライゼーションの流れの中で、障がい者や地域住民の意識に変化が見られるようになり、国・県はもとより障がい者の身近な市町村においても障がい者のニーズに合った施策推進と、障がい種別に係わらず均衡のある福祉サービスの提供が求められております。

2006(平成18)年4月からは「障害者自立支援法」に基づく新たな体系でのサービス提供が確立され、福祉サービスを利用者が自由に選択することができるようになっております。さらに、施行から3年ごとに障害福祉サービス報酬の改正や低所得世帯の利用者負担を無料とする利用者負担の軽減も行われるなど法の一部改正が行われてきました。

2012(平成24)年6月には「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、2013(平成25)年4月から施行されております。

障害者総合支援法では近年、障がい福祉サービスの対象者に難病患者の方が加わり、これまでの“障害程度区分”から“障害支援区分”への見直し、“共同生活援助”と“共同生活介護”との一元化等さまざまな制度の改正がされております。

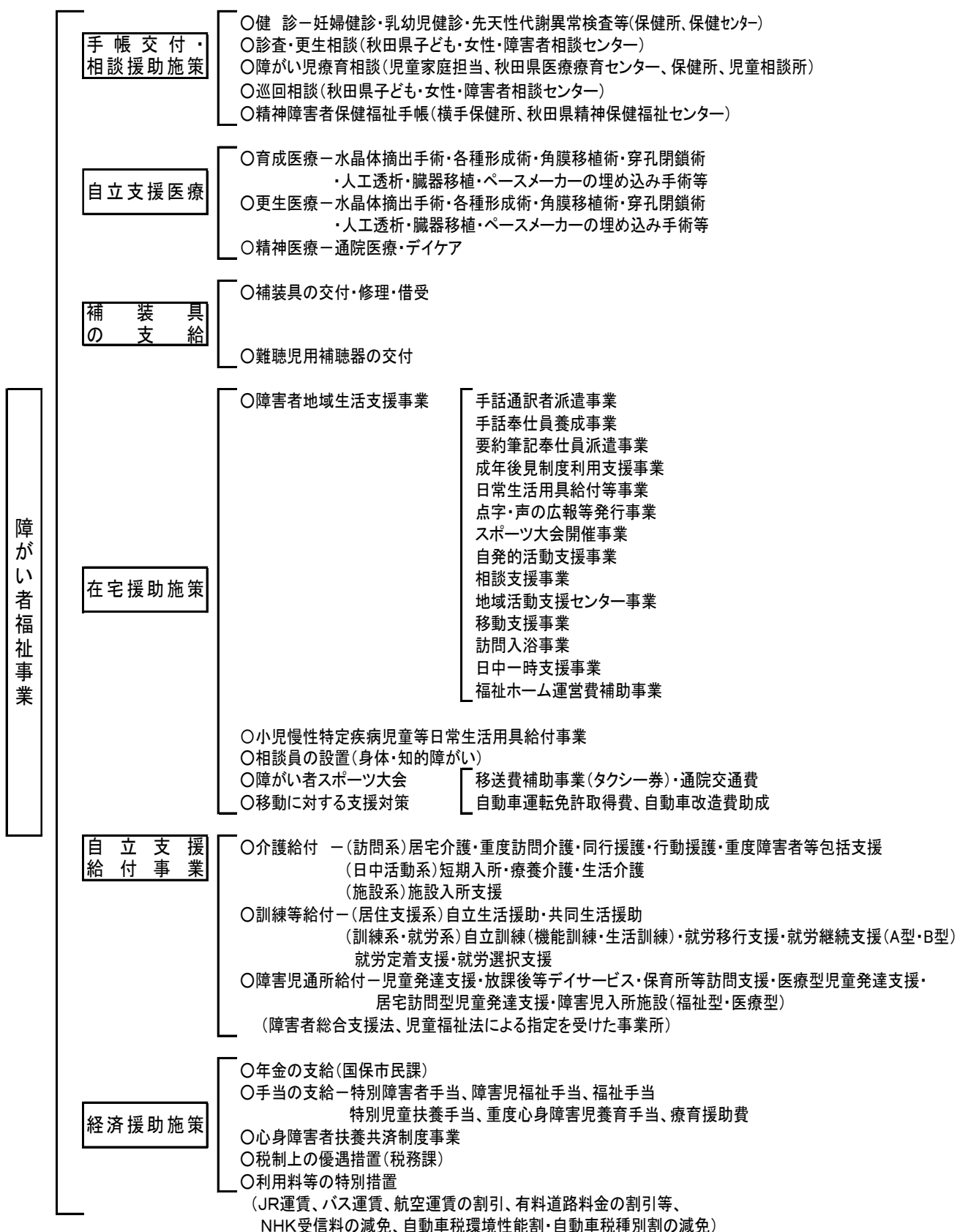
2016(平成28)年4月には、障がい者差別の解消と個人としての尊重による共生社会の実現のため「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されております。同年5月には「発達障害者支援法」が改正され、発達障害者への支援は社会的障壁を除去するためとされています。

また、2018(平成30)年4月改正により、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

2019(令和元)年6月には「障害者の雇用の促進等に関する一部を改正する法律」が成立し、障がい者が働きやすい環境作り、また、全ての労働者にとっても働きやすい場をつくることを目指しています。

市では、新たに2024(令和6)年度から2032(令和14)年度までの「第3次横手市障がい者計画」、2026(令和8)年度までの「第7期横手市障がい福祉計画」「第3期横手市障がい児福祉計画」(総称:よこてハートフルプラン)を策定し、本計画の基本理念である「障がいのある人もない人も互いに支えあい、協働しすべての市民の笑顔がかがやくまち よこて」を推進してまいります。

1. 障がい者福祉事業の概要



2. 身体障害者手帳所持者

①年齢別・性別・等級別

令和6年3月31日現在

年齢 区分 級別	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	2		2	1	4	5	1	2	3	111	70	181	39	34	73	65	33	98	369	376	745	588	519	1,107
2		3	3	2	5	7	2		2	37	36	73	21	18	39	22	20	42	189	250	439	273	332	605
3				3	1	4	1		1	41	24	65	18	27	45	31	33	64	197	334	531	291	419	710
4	1		1	1	1	2	1	1	2	40	31	71	17	31	48	43	71	114	344	629	973	447	764	1,211
5										11	7	18	8	4	12	11	6	17	62	74	136	92	91	183
6							2	2		8	6	14	12	3	15	5	6	11	61	89	150	86	106	192
合 計	3	3	6	7	11	18	5	5	10	248	174	422	115	117	232	177	169	346	1,222	1,752	2,974	1,777	2,231	4,008

②障がい別・性別・等級別

令和6年3月31日現在

障がい 区分 級別	視覚障がい			聴覚障がい			平行 機能障がい			音声・言語 機能障がい			そしゃく 機能障がい			肢体不自由			内部障がい			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	36	44	80	2	4	6	0	0	0	3	0	3	0	0	0	173	218	391	374	253	627	588	519	1,107
2	27	36	63	21	32	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	220	258	478	5	6	11	273	332	605
3	2	12	14	16	21	37	0	0	0	19	4	23	1	0	1	141	306	447	112	76	188	291	419	710
4	9	10	19	116	178	294	0	0	0	6	5	11	2	3	5	173	451	624	141	117	258	447	764	1,211
5	14	19	33	1	0	1	0	0	0						0	77	72	149			0	92	91	183
6	7	8	15	29	63	92	0	0	0						0	50	35	85			0	86	106	192
合 計	95	129	224	185	298	483	0	0	0	28	9	37	3	3	6	834	1,340	2,174	632	452	1,084	1,777	2,231	4,008

3. 療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者

療育手帳所持者

令和6年3月31日現在

年齢 級種	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	1	0	1	10	6	16	5	2	7	142	75	217	7	15	22	8	12	20	33	43	76	206	153	359
B	7	1	8	27	10	37	16	11	27	193	110	303	14	6	20	21	3	24	24	11	35	302	152	454
合計	8	1	9	37	16	53	21	13	34	335	185	520	21	21	42	29	15	44	57	54	111	508	305	813

精神保健福祉手帳所持者

令和6年3月31日現在

年齢 級種	0～5			6～14			15～17			18～59			60～64			65～69			70以上			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	0	0	0	2	0	2	3	2	5	32	31	63	8	7	15	9	7	16	16	22	38	70	69	139
2	0	0	0	1	0	1	2	2	4	161	173	334	30	20	50	28	17	45	33	22	55	255	234	489
3	0	0	0	2	1	3	2	1	3	44	42	86	4	5	9	6	3	9	2	3	5	60	55	115
合計	0	0	0	5	1	6	7	5	12	237	246	483	42	32	74	43	27	70	51	47	98	385	358	743

4. 本市における地域生活支援体制

地域の情報

令和6年3月31日現在

担当エリア内の障がい者(児)数	手帳所持者(児)数		施設入所等障がい者(児)数			
	身体障がい者	児	入所支援施設			
担当エリア内の障がい者(児)数	3,974		211			
	34		療養介護施設			
	717		15			
	96		自立支援医療(精神通院)受給			
精神障がい者	725		精神障害者社会復帰施設			
	18		精神病床数			
			精神病床入院者数			
担当エリア内で利用可能な在宅生活支援の事業所数	デイサービス(デイケア)		ショートステイ	ホームヘルプサービス		
				家事	身体介護	移動
	障がい児		8	6	6	2
	身体障がい者		8	6	6	2
	知的障がい者		8	6	6	2
	重症心身障がい者		8	6	6	
	精神障がい者		8	6	6	
担当エリア内に関する特記事項	上記サービス提供の実際の状況、上記以外のサービス提供状況等について 日中一時支援事業所 7ヶ所 基準該当生活介護事業所 3ヶ所					

5. 自立支援給付の状況

障害者総合支援法には「自立支援給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」、「地域生活支援事業」があります。（介護保険の対象となる方は、介護保険サービスを優先的にご利用いただくこととなります。）

自立支援給付

障がい種別（身体・知的・精神）にかかわらず、障がい者の自立支援を目的に提供するサービスで、次のサービスがあります。

『介護給付』・・・日常生活に必要な支援が受けられます。

『訓練等給付』・・・自立した生活に必要な知識などを身につけます。

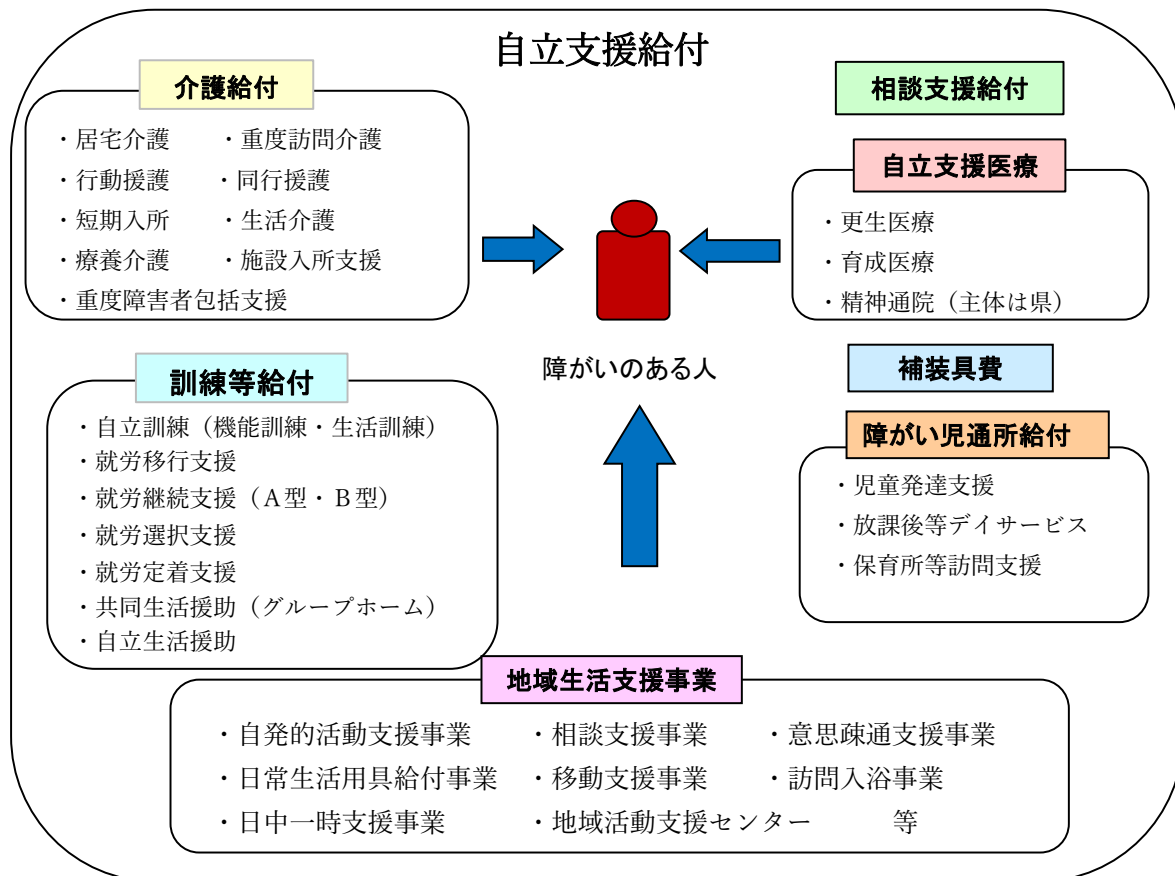
『自立支援医療』・・・心身の障がいの除去や軽減を図るための医療費を支給します

『補装具費の支給』・・・身体機能を補完する補装具費の購入や修理費に要する費用を支給します。

地域生活支援事業

市や県が地域の実情に応じて障がい者の地域生活における生活を支援するための事業で相談支援、移動支援、訪問入浴、日中一時支援などがあります。

サービス体系



6. 自立支援給付費給付実績

サービス種類		令和4年度		令和5年度	
		給付延件数	給付額(円)	給付延件数	給付額(円)
介護給付	居宅介護	824	50,809,027	889	45,207,118
	重度訪問介護	55	28,278,530	47	29,905,721
	同行援護	36	1,326,490	28	1,200,230
	行動援護	0	0	0	0
	短期入所	546	23,890,677	550	24,891,186
	療養介護	182	46,517,060	178	45,721,550
	生活介護	4,250	795,241,574	4,178	793,819,435
	施設入所支援	2,645	305,977,803	2,531	300,016,737
	相談支援事業	3,111	57,497,046	3,284	60,868,470
	特定障害者特別給付費	3,810	37,999,912	3,794	36,611,554
	高額障害福祉サービス費	81	590,430	55	608,488
訓練等給付	自立訓練	409	53,819,980	419	64,756,595
	就労移行支援	117	18,983,631	101	12,088,959
	就労継続支援	3,471	420,275,699	3,616	459,026,379
	就労定着支援	118	4,370,190	111	4,060,830
	共同生活援助	1,234	162,484,864	1,357	193,118,806
児童通所支援	児童発達支援	791	24,129,720	933	31,506,781
	医療型児童発達支援	0	0	0	0
	放課後等 デイサービス	1357	135,144,767	1662	163,194,965
	居宅訪問型児童発達 支援	0	0	0	0
	保育所等訪問支援	1	9,833	0	0
	障害児相談支援	595	11,342,650	650	12,566,140
	高額障害児通所給付費	9	41,400	55	239,200
合 計		23,642	2,178,731,283	24,438	2,279,409,144

7. 自立支援医療

①更生医療

身体障がい者に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度 \ 項目	支給認定件数 (件)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
R3	153	2,702	54,331,117
R4	144	2,678	56,995,593
R5	139	2,366	55,472,772

②育成医療

障がい児に対する障がいの軽減または除去のために医療が必要と認められるとき、必要な医療費を公費で負担します。

年度 \ 項目	支給認定件数 (件)	延給付決定数 (件)	公費負担額 (円)
R3	16	86	1,182,481
R4	20	99	1,539,539
R5	11	81	515,900

8. 補装具費の支給

①補装具費の支給

身体障がい者(児)の体の不自由なところを補い、日常生活や職業生活を容易にするために、必要な補装具の購入または修理にかかる費用の一部を公費で負担します。

年度 \ 項目	給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R3	150	232,439	12,176,656
R4	165	410,503	14,914,109
R5	174	573,423	15,348,733

②難聴児補聴器給付事業

身体障がい者手帳の対象とならない難聴児に対して言語発達やコミュニケーション能力を高めることを目的に補聴器購入に要した費用を助成します。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R3	1	74,000
R4	4	292,000
R5	2	62,000

9. 地域生活支援事業

①相談支援事業

障がいのある方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

年度 \ 項目	相談件数 (件)
R3	470
R4	381
R5	908

②意思疎通支援事業

聴覚などの障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある方が、病院などに行くとときに手話通訳者等の派遣を行います。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R3	10	113	2,161,853
R4	11	135	2,268,287
R5	7	92	2,522,607

③日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方に日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて、日常生活用具を給付または貸与します。

年度 \ 項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R3	12	2,359	2,201,656	20,970,576
R4	20	2,269	2,151,202	21,135,886
R5	14	2,234	2,496,607	20,537,901

④小児慢性特定疾病児日常生活用具給付等事業

身体障害者手帳を持っていない在宅の小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

年度 \ 項目	実給付 品目数	延給付件数 (件)	利用者負担額 (円)	公費負担額 (円)
R3	0	0	0	0
R4	0	0	0	0
R5	1	1	2,250	37,470

⑤移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R3	8	211	1,505,333
R4	9	177	1,308,611
R5	12	189	1,698,280

⑥訪問入浴事業

身体に障がいがある方の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R3	10	583	6,852,800
R4	8	550	6,733,112
R5	7	523	6,314,328

⑦日中一時支援事業

障がいのある方の家族の就労支援や一時的な休息等のために、障がいのある方の日中における生活の場を提供します。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	延利用回数 (回)	総事業費 (円)
R3	55	2,226	5,304,454
R4	57	2,320	5,420,417
R5	49	2,280	5,485,210

⑧自動車運転免許取得費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車操作訓練を終了するに要した費用を助成します。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R3	4	400,000
R4	5	500,000
R5	6	600,000

⑨自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方等の就労や社会参加活動の促進を図るため自動車改造に要した費用を助成します。

年度 \ 項目	実利用者数 (人)	助成金額(円)
R3	1	100,000
R4	2	200,000
R5	0	0

高 齢 者 福 祉

1. 超高齢社会の到来と高齢者福祉施策の基本方針

令和6年3月末の横手市の高齢化率は40.7%であり、昨年同月比で約0.6%高くなりました。高齢者数の増加以上に深刻なことは、少子化が進み人口の構成比率が若年者より高齢者に大きく偏っていることです。高齢者世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、元気な高齢者が担い手として活躍できる『地域共生社会の実現』に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

市では、令和6年度から『第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画』がスタートし、横手市に暮らす誰もが、未来への希望を抱き生きていくために、家族の絆・地域の絆を深め、ともに支え合い、助け合う地域社会を目指し、高齢福祉サービスを構築してまいります。

また、市全体の圏域及び日常生活圏域に配置された協議体やコーディネーター、エリアマネージャーを中心に、高齢者が自立した生活を維持していくための生活支援サービスを創り出すよう、NPOやボランティア団体などとの連携を図りながら、地域における支援体制の強化・充実を推進してまいります。

【高齢者人口】

人口 年度	人口（人）			65歳以上人口（人）			高齢化率（％）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
RO3	40,444	44,809	85,253	14,251	19,479	33,730	35.2	43.5	39.6
RO4	39,596	43,852	83,448	14,198	19,309	33,507	35.8	44.0	40.1
RO5	38,755	42,861	81,616	14,163	19,119	33,282	36.5	44.6	40.7

※年度末の横手市住民基本台帳による

【高齢者世帯数】（参考：秋田県「高齢者数・高齢者世帯数調査」による）

年度	世帯 総数	65歳以上の 高齢者だけの世帯		ひとり暮らしの高齢者			2人以上の 高齢者のみ世帯	
		世帯数	割合(%)	男 (人)	女 (人)	割合(%)	世帯数	割合 (%)
RO3	31,145	9,778	31.4	1,623	3,369	16.0	4,786	15.4
RO4	31,024	9,980	32.2	1,676	3,455	16.5	4,849	15.6
RO5	30,834	10,765	34.9	1,921	3,733	18.3	5,111	16.6

※各年7月1日現在

2. 地域見守り体制の構築

(1) 緊急時あんしんボタン配布事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳等を所持し日常生活に不安を抱えている方のいる世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を入れる容器（あんしんボタン）を配布し、冷蔵庫内に設置することで119番通報の際に救急隊員があんしんボタンから必要な情報を把握できることから、緊急時の迅速かつ適切な対応につなげます。

《ボタン配布実績》

年度 項目	H28	H29	H30	RO1	RO2	RO3	RO4	RO5	延配布数
配布世帯数（件）	59	38	23	24	66	61	168	64	1,927

※R4年度から配布時の手続きを簡略化し、民生委員等による設置を可能としています。

(2) 見守り安心事業

75歳以上の一人暮らし高齢者、身体障害者手帳等を所持者、介護認定者のいる世帯及びこれに準ずる世帯の自宅のトイレに通信機能付きの電球を設置し、一定時間、点灯・消灯の操作がない場合に緊急連絡先へ通報するシステムを利用して、日常的な見守りを行います。

（単位：人）

年度 地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
RO5	106	7	19	16	10	33	11	8	210

3. 敬老意識の醸成

(1) 長寿祝金支給事業

横手市に10年間居住し、満100歳に達した高齢者に対し、祝金10万円（横手にぎわい商品券）および賀詞を贈呈。満88歳に達する高齢者に対し、賀詞を贈呈します。

《100歳長寿祝金贈呈者数》

（単位：人）

年度 性別	H27	H28	H29	H30	RO1	RO2	RO3	RO4	RO5
男性	6	3	6	8	9	4	11	3	9
女性	16	26	20	20	27	33	30	46	36

《 8 8 歳長寿祝賀詞贈呈者数 》

(単位：人)

地域 年度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
R O 3	273	74	118	80	65	117	38	44	809
R O 4	313	72	109	89	65	99	28	35	810
R O 5	329	80	127	86	72	110	37	54	895

(2) 敬老事業費補助金

地域において、75歳以上の方を対象とした敬老事業を実施する団体（自治会、婦人会、共助組織等）へ補助金を交付します。

《 交付団体数 》

地域 年度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
R O 5	21	1	0	5	0	6	9	5	47

4. 日常生活への支援

(1) 一人暮らし高齢者等除排雪事業、雪下ろし費用助成事業

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障がい者のみ世帯及び母子世帯で、独力での雪寄せ及び雪下ろしが困難で、且つ親族や近隣者等からの援助を得ることができない世帯を対象に、道路間口から玄関までの雪寄せ及び家屋屋根の雪下ろしを業者や個人、共助組織等に委託して実施した場合、市民税課税状況に応じて費用の一部を助成します。雪寄せについては併せて作業員を派遣します。

《 雪寄せ利用状況 》 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、均等割のみ課税世帯が対象です

年度	項目	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者負担額 (円)	助成金額 (円)
R O 3	(記録的豪雪)	392	20,342,850	10,871,300	9,471,550
R O 4		415	18,089,250	11,396,020	6,693,230
R O 5		399	16,142,348	9,636,120	6,503,228

《 雪下ろし利用状況 》 ※市民税非課税世帯（生活保護世帯除く）、均等割のみ課税世帯が対象です

年度	項目	登録者数 (人)	利用者数 (人)	総事業費 (円)	利用者 負担額 (円)	市助成金額 (円)
R O 3	(記録的豪雪)	1,044	867	61,293,906	41,969,906	19,324,000
R O 4		1,077	457	17,934,473	12,350,473	5,584,000
R O 5		1,007	7	15,000,000	142,000	45,000

(2) 交通助成券交付事業

自家用車を持たない75歳以上の高齢者に、市内を走る交通機関で利用できる交通助成券を交付します。(年間3,000円分：1枚100円30枚つづり)

(単位：人)

地域 年度	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
R05	503	66	97	61	83	136	30	44	1,020

5. 健康づくりの推進

(1) はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

当該年度の4月1日現在75歳以上の方を対象に、健康の保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を年12回分交付します。

項目 年度	対象者数 (人)	申請者数 (人)	交付枚数 (枚)	利用枚数 (枚)
R03	33,827	4,260	51,120	12,249
R04	33,743	4,184	50,208	11,231
R05	18,098	1,126	13,512	5,474

※R5年度から、対象年齢を75歳以上に引き上げております。

6. 生きがいづくり・社会参加の促進

(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、老後の生活を明るく豊かなものにするため、娯楽や趣味、スポーツ、社会奉仕など広い分野で活動しています。県老連大学講座の受講、県内各地で開催されるスポーツ大会への積極参加及び研修旅行等、活動の場を広げております。

《令和5年度 老人クラブの状況》

地域	横手	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
クラブ数	27	6	3	13	15	16	4	12	96
会員数(人)	697	193	95	363	510	410	83	451	2,802

《令和５年度 老人クラブ助成事業実施状況》

項 目	助成費（円）	内訳等
単位老人クラブ活動費	3,846,960	3,355 円×12 月×96 クラブ
社会貢献活動支援事業費	466,200	6,300 円×74 クラブ
市町村老人クラブ連合会活動費	379,616	市町村均等割分 194,000 円 加入会員数分 185,616 円 72 円×加入会員 2,578 人
健康づくり事業	1,060,000	高齢者健康福祉まつり 700,000 円 老人クラブ連合会スポーツ大会 270,000 円 趣味の作品展示会 90,000 円
計	5,770,776	

7. 在宅介護への支援

（１）移送サービス事業

概ね 65 歳以上の高齢者及び身体障がい者の方で、常時臥床等により座位がとれず一般の交通機関（介護タクシーを含む）を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院又は入退院するときなど移送用車両により送迎します。

年度 \ 項目	実利用者数 （人）	延利用回数 （回）	総事業費 （円）	利用者負担額 （円）
R03	53	411	2,859,330	941,000
R04	50	289	2,149,800	712,000
R05	44	249	1,929,800	585,000

8. 要援護高齢者の保護

(1) 高齢者福祉施設入所措置事業

養護者がいない概ね65歳以上の方で、身体上若しくは精神上、又は住居環境的理由及び経済的理由により居宅において生活困難な方を対象に、養護老人ホームに入所措置します。

養護老人ホームの入所措置状況

令和6年4月1日現在

運営主体	〒	所在地	電話番号	施設名	定員 (人)	入所者 (人)
(福)相和会	013-0821	横手市上境字館 133-5	0182(36)1211	養護老人ホーム 映月荘	80	59
(福)秋田県 社会福祉事業団	013-0525	横手市大森町字菅生田 245-34	0182(26)3885	秋田県南部老人福祉総合エリア 養護老人ホーム	50	38
湯沢市	012-0855	湯沢市関口字石田 108	0183(73)2471	養護老人ホーム 愛宕荘	100	1
(福)松寿会	010-1654	秋田市浜田字陳ヶ原 15-8	0188(28)6600	養護老人ホーム 松峰園	55	2
(福)仙北市 社会福祉協議会	014-0314	仙北市角館町白岩上西野 87-13	0187(53)2870	養護老人ホーム 角館寿楽荘	75	7
(福)秋田聖徳会	010-0925	秋田市旭南1丁目5-6	018(862)3267	秋田聖徳会 養護老人ホーム	100	1
合 計				施設	460	108
				(うち、横手市内2施設)	130	97

介護保険

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で担いながら、質の高い介護サービスを提供することを目的とした仕組みとして平成12年4月に始まりました。

全国的に高齢化が進む中、超高齢社会先進地とも言える当市では今後も高齢化率は上がり続け、令和22年には高齢者を支える生産年齢人口が1.0人となる見込みとなっております。

そのような中、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指すための「第9期横手市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を令和6年3月に策定しました。

今後、団塊の世代が75歳を迎える2025年、さらには団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた、中長期的な将来予測が重要となるため、この計画に基づき、高齢者施策、介護保険事業の推進に取り組みます。

1. 被保険者数の推移

(単位:人)

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
65歳以上75歳未満	15,810	15,436	15,093
75歳以上	17,933	18,089	18,226
合計	33,743	33,525	33,319
人口	85,253	83,448	81,616
人口に占める割合	39.6%	40.2%	40.8%

2. 要介護(要支援)認定者数の推移

(単位:人)

区分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
要支援1	415	424	484
要支援2	777	749	770
要介護1	1,417	1,387	1,440
要介護2	1,472	1,456	1,371
要介護3	1,101	1,087	1,086
要介護4	949	936	939
要介護5	932	928	826
合計	7,063	6,967	6,919

3. 受給者数

(介護保険事業状況報告月報 3月分)

①居宅介護(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	99	283	973	1,089	703	467	367	3,981
第2号被保険者	0	2	9	33	17	5	8	74
総数	99	285	982	1,122	720	472	375	4,055

②地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	2	6	307	331	244	150	124	1,164
第2号被保険者	0	0	3	13	4	1	0	21
総数	2	6	310	344	248	151	124	1,185

③施設介護サービス受給者数

(単位:人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人福祉施設	4	21	97	238	280	640
第1号被保険者	4	21	96	236	279	636
第2号被保険者	0	0	1	2	1	4
介護老人保健施設	25	50	103	91	127	396
第1号被保険者	25	49	101	89	126	390
第2号被保険者	0	1	2	2	1	6
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
第1号被保険者	0	0	0	0	0	0
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	2	0	2	2	6
第1号被保険者	0	2	0	2	2	6
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0
総数	29	73	200	331	409	1,042

※総数は実人数のため、各施設の合計数とは合わない場合がある

4. 給付実績

①保険給付費

サービス等の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護サービス給付費	10,546,104,816	10,524,085,500	10,651,591,850
i) 居宅介護サービス給付費	4,505,810,614	4,414,808,893	4,457,105,411
①訪問介護	1,129,290,107	1,194,783,590	1,211,632,339
②訪問入浴介護	80,853,647	84,608,750	100,706,460
③訪問看護	113,056,148	110,045,045	119,165,041
④訪問リハビリテーション	31,390,892	36,124,785	38,230,317
⑤居宅療養管理指導	24,938,756	24,083,139	27,746,047
⑥通所介護	813,489,578	701,793,417	655,088,812
⑦通所リハビリテーション	201,127,788	173,814,679	189,301,124
⑧短期入所生活介護	1,501,435,825	1,468,742,317	1,456,155,143
⑨短期入所療養介護	45,785,870	39,840,802	46,264,238
⑩特定施設入所者生活介護	242,748,329	247,896,950	274,756,275
⑪福祉用具貸与	321,693,674	333,075,419	338,059,615
ii) 地域密着型サービス給付費	1,965,784,868	1,971,385,577	2,021,639,181
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	126,048,848	126,030,622	142,965,256
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	377,274,328	399,525,343	434,735,276
④認知症対応型通所介護	72,088,234	74,195,901	68,149,076
⑤小規模多機能型居宅介護	155,824,083	148,756,437	152,686,535
⑥認知症対応型共同生活介護(短期含)	704,506,702	697,200,950	694,701,450
⑦特定施設入居者生活介護	71,391,954	70,879,053	71,022,345
⑧地域密着型介護老人福祉施設	458,650,719	454,797,271	457,167,482
⑨看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	0	0	211,761
iii) 施設介護サービス給付費	3,367,543,895	3,424,668,500	3,463,050,921
①介護老人福祉施設サービス	1,986,471,678	2,035,737,185	2,086,177,807
②介護老人保健施設サービス	1,363,882,154	1,370,357,214	1,360,900,814
③介護療養型医療施設サービス	0	0	0
④介護医療院サービス	17,190,063	18,574,101	15,972,300
iv) 居宅介護福祉用具購入費	11,503,089	11,222,026	12,608,975
v) 居宅介護住宅改修費	14,582,992	14,858,622	13,049,068
vi) 居宅介護サービス計画給付費	680,879,358	687,141,882	684,138,294
2. 介護予防サービス給付費	93,172,523	95,522,620	102,630,503
i) 介護予防サービス費	63,349,423	62,712,480	67,475,550
①介護予防訪問介護	0	0	0
②介護予防訪問入浴介護	125,793	333,378	313,866
③介護予防訪問看護	1,241,508	866,449	1,167,593
④介護予防訪問リハビリテーション	3,525,345	2,679,129	1,850,634
⑤介護予防居宅療養管理指導	787,689	870,741	791,337
⑥介護予防通所介護	0	0	0
⑦介護予防通所リハビリテーション	11,627,172	8,692,978	10,780,250
⑧介護予防短期入所生活介護	6,736,231	7,696,461	9,009,171
⑨介護予防短期入所療養介護	38,862	73,476	0
⑩介護予防特定施設入所者生活介護	19,544,381	20,513,696	20,686,549
⑪介護予防福祉用具貸与	19,722,442	20,986,172	22,876,150
ii) 地域密着型介護予防サービス給付費	3,713,049	6,276,753	6,744,168
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	3,713,049	6,276,753	6,304,041
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	440,127
iii) 介護予防福祉用具購入費	1,678,057	1,297,827	2,028,500
iv) 介護予防住宅改修費	5,087,851	4,594,598	4,398,633
v) 介護予防サービス計画給付費	19,344,143	20,640,962	21,983,652
3. 高額介護サービス費	281,695,028	277,544,341	282,878,289
4. 特定入所者介護サービス費	535,843,192	512,382,814	511,468,669
5. 審査支払手数料	14,452,620	14,495,663	14,600,677
合 計	11,471,268,179	11,424,030,938	11,563,169,988

②市町村特別給付費（介護用品支給券支給事業）

項目 年度	支給人数 (件)	支給枚数 (枚)	使用枚数 (枚)	総事業費 (円)
令和3年度	390	36,615	30,534	15,446,400
令和4年度	690	44,867	38,532	19,266,000
令和5年度	819	58,091	48,271	24,135,500

5. 第1号被保険者の介護保険料（令和5年度）

段階	対象者	保険料年額（円）	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.30	22,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額 × 0.50	37,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.70	52,500
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.90	67,500
第5段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	75,000
第6段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円未満の人	基準額 × 1.20	90,000
第7段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30	97,500
第8段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50	112,500
第9段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	127,500
第10段階	市民税課税世帯で、前年の合計所得金額の合計が400万円以上の人	基準額 × 1.90	142,500

6. 介護保険施設等の設置状況

（令和6年4月1日現在）

施設区分	東部	西部	南部	計
介護老人福祉施設	5施設 200人	4施設 230人	4施設 198人	13施設 628人
地域密着型介護老人福祉施設	1施設 29人	2施設 49人	2施設 58人	5施設 136人
介護老人保健施設	1施設 150人	1施設 100人	2施設 200人	4施設 450人
グループホーム	3施設 45人	6施設 99人	7施設 99人	16施設 243人
特定施設入居者生活介護	3施設 103人	1施設 30人		4施設 133人
地域密着型特定施設入居者生活介護	1施設 29人			1施設 29人
小規模多機能型居宅介護	1施設 29人	1施設 25人	1施設 25人	3施設 79人

※上段は施設数、下段は定員数（小規模多機能型居宅介護においては、登録者数）

東部は横手・山内、西部は雄物川・大森・大雄、南部は増田・平鹿・十文字

横手市地域包括支援センターの動向

横手市地域包括支援センターは、人口約2～3万人程度に区分けられる東部・西部・南部それぞれの圏域ごとにセンターを設置しています。各センターの場所は、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件・介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域として定めたものです。

3圏域を日常生活圏域として、各圏域の地域特性に合わせた取り組みとして、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するとともに、ワンストップ相談窓口としての役割も担っています。

今年度から始まる第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の基本目標である「地域包括ケアの推進」「在宅生活の維持」の達成のため、多職種連携による切れ目のないサービスの提供と、地域における支援体制の充実を図るとともに、高齢者の自立した生活を支えるための介護予防への取り組みをより強化します。

地域ケア会議への多職種参加を推進し、地域課題解決と地域づくりへ展開するための仕組みを構築します。また、関係部署との連携を図り、事業間連動を推進させ地域支援事業の効果的な実施を目指すとともに、市民や民間事業者等の多様な主体との協働により、地域ネットワークづくりを推進します。

増加している認知症高齢者等への対応として、認知症への地域理解を深めるための普及啓発を推進し、地域での見守り体制の強化と、認知症の本人や家族が早期に相談でき、そして支援できる体制を更に進め、地域共生社会を目指します。

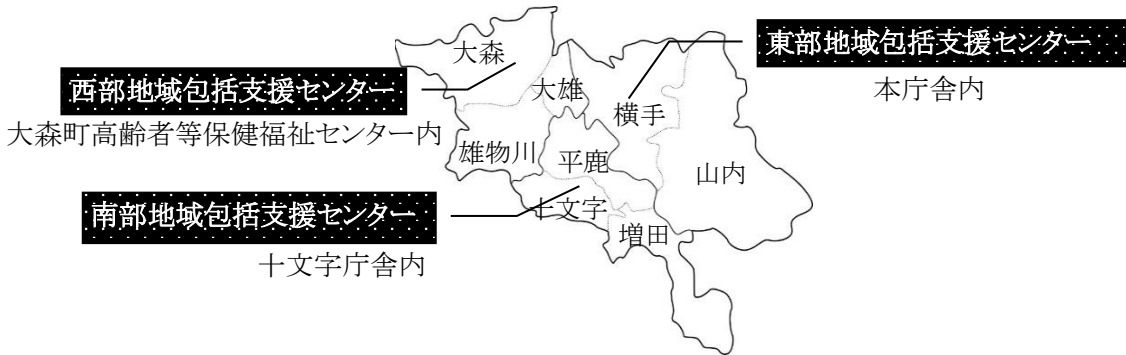
高齢者が社会参加の機会を得て健康増進や介護予防に取り組むという、自立支援・重度化防止の推進のためにセルフケアの意識を定着させ、一人ひとりが自立した生活の維持に取り組めるよう、集中介入期から状態が安定している生活期までの、それぞれの状態像に応じた介護予防マネジメントの実施に努めます。

高齢者の権利が守られ、安心して暮らせる取り組みとして、専門職や関係機関との連携を強化し、高齢者虐待防止と権利擁護に関する情報の発信・普及啓発を図り、支援を強化します。

第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づいた各種事業の着実な実施と、効果・検証への取り組みにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「まめでらが」「えがったなあ」と声を交わしあい、つながり、支え合うまちづくりの実現に向けて地域包括ケアシステムの更なる充実を推進します。

横手市地域包括支援センターの沿革

組織運営形態	横手市直営	横手市市民福祉部 地域包括支援センター
所在地及びセンター名称	◇ 横手市東部地域包括支援センター（本庁舎内） 〒013-0023 横手市中央町8番2号 TEL 0182-35-2160 FAX 0182-33-2722	
	◇ 横手市西部地域包括支援センター （大森町高齢者等保健福祉センター内） 〒013-0525 横手市大森町字菅生田245番地206 TEL 0182-35-2135 FAX 0182-56-4026	
	◇ 横手市南部地域包括支援センター（十文字庁舎内） 〒019-0529 横手市十文字町字海道下12番地5 TEL 0182-35-2177 FAX 0182-42-5155	
指定介護予防支援事業所	◇ 横手市東部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300074） ◇ 横手市西部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300033） ◇ 横手市南部地域包括支援センター（指定事業所番号 0500300082）	
沿革	平成18年4月1日 横手市大森町字大中島268番地 横手市役所大森庁舎内に開設 平成20年4月1日 東部・西部・南部の3センター体制となる。 平成21年4月1日 西部地域包括支援センター内に横手市大森町居宅介護支援事業所を併設 平成23年4月1日 ・横手市福祉保健部から横手市健康福祉部へ組織再編 ・東部センターを横手庁舎内、南部センターを十文字庁舎内へ変更 ・東部センターに福祉・介護の総合（ワンストップ相談）窓口を設置 平成24年4月1日 西部センター内に在宅医療連携推進事業の拠点を設置 平成25年4月1日 東部センターに成年後見支援センターを設置 平成28年3月18日 西部センター内に認知症初期集中支援チームを設置 平成28年3月18日 西部センター内に認知症地域支援推進員を配置 平成30年4月1日 認知症初期集中支援チームを全市展開 平成31年4月1日 横手市健康福祉部から横手市市民福祉部へ組織再編 令和3年4月1日 成年後見支援センターを成年後見制度に係る中核機関として設置 令和5年4月1日 組織再編により、在宅医療連携推進係及び成年後見支援センターの機能をまるごと福祉課へ移管	



地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関です。

センターには、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が配置され、それぞれの専門性を活かして相互連携を図りながら業務にあたります。

具体的には、市町村事業である地域支援事業を実践する機関であり、要介護支援認定（要支援１・２）、総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントや介護予防支援計画を作成する介護予防支援事業所としても機能します。

基本目標１ 高齢者への地域における支援体制の強化

高齢者が安心して生活できる環境を維持するためには、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が地域に根付き、効果的に機能していることが重要です。

本市では、第５期計画（２０１２（平成２４）年～２０１４（平成２６年））から地域包括ケアシステム構築への取り組みに着手し、以降、その実現と深化・推進に取り組んできました。第８期計画においても、医療と介護の連携推進や、認知症施策の推進、生活支援体制の整備などを通して、現在の地域の特性や自主性に合わせた本市ならではの地域包括ケアシステムの在り方を追求し、機能の強化に努めます。

権利擁護事業

高齢者虐待・困難事例への対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用等について、権利擁護の視点から支援していきます。

- ア) 高齢者虐待への対応
- イ) 老人福祉施設等への対応
- ウ) 困難事例への対応
- エ) 消費者被害の防止
- オ) 成年後見制度の活用促進

認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医や関係専門職等で構成され、認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。かかりつけ医や認知症疾患医療センターの診療・相談に結び付けられるよう連携強化を図ります。

基本目標２ 高齢者の自立した生活の維持

高齢者が長寿を楽しみながら自分らしい暮らしを続けていくことができるという地域の在り方は、高齢者だけでなく、市民全体の未来への安心・希望に繋がります。

こうした地域社会を目指し、ボランティア活動や就労的活動を通じた高齢者の社会参加の促進等により高齢者の孤立や孤独を防ぐとともに、高齢者の生きがいを支えます。また、高齢者が自立して生活するためには、健康の維持や介護予防も重要です。高齢者の健康保持・増進、疾病の早期発見・早期治療、介護予防等への取り組みを強力に推進し、高齢者の心身の健康維持に努めます。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していきます。また、個々の介護支援専門員に対する支援を行います。

- ア) 包括的・継続的なケア体制の構築
- イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ウ) 日常的個別指導・相談
- エ) 支援困難事例等への指導・助言

総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅介護支援センターや民生児童委員をはじめ地域の関係者とのネットワークをさらに強化し高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握するとともに、相談活動や地域での適切な保健・医療・福祉サービス等の活用につなげる支援を行います。

- ア) 地域におけるネットワークの構築
- イ) 在宅介護支援センターとの連携
- ウ) 初期段階の相談対応
- エ) 継続的・専門的な相談支援

介護予防ケアマネジメント事業

要支援１・２または事業対象者で、総合事業に位置付けられるサービスだけを利用する方に対して、心身の状況、置かれている環境、対象者自らの選択に基づいて、事業が効果的に利用されるよう援助します。

- ア) 介護予防ケアマネジメントの作成（ケアプラン作成）

地域リハビリテーション活動支援事業

地域ケア会議や地域の集いの場などにリハビリテーション専門職を派遣し、地域における介護予防の取組の強化と高齢者の自立支援に資する活動の支援を行います。

基本目標３ 介護保険事業の円滑な運営

ご自身や身近な方が支援や介護が必要となった場合に安心して介護保険サービスを利用できるよう、また、ニーズに応じたサービスを安定的に提供していけるよう、介護保険事業を円滑に運営する必要があります。

このため、制度の普及や理解の促進、相談に対応する窓口体制の充実により、介護保険事業や介護保険制度についての知識の向上と、支援体制の強化に努めるとともに、介護保険事業の担い手である介護事業者の資質向上への支援や、介護従事者の育成・確保に努めます。

介護予防支援事業

要支援１・２または事業対象者に対して、居宅サービスを利用するための計画（ケアプラン）の作成や利用の調整を行います。

令和 5 年度

地域包括ケアの事業実績

まると福祉課
地域包括支援センター

令和 6 年 5 月

1-1 医療と介護の連携推進

○在宅医療・介護を必要とする市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう医療、介護関係機関の連携を推進し、支援体制を構築します。

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実施状況等
在宅医療・介護連携推進事業	医療介護関係者の研修会 9回 400人	在宅医療推進協議会：2回 38人 看護カフェ：3回 54人 MSW意見交換会：1回 16人 多職種連携研修会：1回 174人
	地域住民への普及啓発講座 25回 500人	在宅医療介護普及講座（各地域局）：8回 244人

1-2 認知症施策の推進

○認知症の人の意思が尊重され、本人・家族ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活を送れるよう、保健・医療・福祉の様々な分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化防止のための支援を行い、認知症の方やその疑いのある方に対し総合的な支援を行います。

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実施状況等
認知症初期集中支援推進事業	初期集中支援 10件	3件支援中（東部3件）
認知症地域支援・ケア向上推進事業	認知症カフェ 新規2箇所	下村いきいきサロン、さくらカフェ（新規）、くつろぎカフェ（興生会と共催）、まめまめカフェ、スマイルカフェ 市内5箇所 47回 489人
	認知症地域支援推進員会議の開催	認知症地域支援推進員連絡会：3回
	認知症ケアパスの普及啓発講座 20回	普及啓発講座等：41回 （認知症あんしんガイドの活用促進）

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実 施 状 況 等
認知症高齢者見 守り事業	認知症サポーター 養成講座受講者数 一般 500 人 小中学校 200 人	認知症サポーター養成講座 一般事業所等：12 箇所 201 人 小中高等学校：7 校 332 人
	見守り体制構築に向け た研修 年 3 回	徘徊見守り講座：8 回 119 人
	認知症高齢者等見守り ネットワークの構築	登録事業所意見交換会：1 回 13 事業所 (横手警察署と共催)
	あんしん見守りシール 交付	あんしん見守りシール登録者数：32 人 (新規 3 人) 声掛け訓練時の読み取り体験：1 回
認知症予防事業	物忘れ健診 圏域ごと各 1 回開催	物忘れ相談会 8 地域局 参加者 63 人
	オレンジレジストリ全 域実施	東部：2 回、南部：3 回 計 180 人 ※東部参加者はシニアミュージカル出演
	認知症予防講演会 年 1 回	認知症予防講演会：300 人 (シニアミュージカル出演：14 名)
	健康教育参加者数 2,000 人	認知症予防に関する健康教育 233 回、2,190 人

事 業 内 容	実 施 状 況 等
認知症総合支援の強化 …チームオレンジに関わる検討会の開催 …チームオレンジ発足に向けたステップアッ プ講座の開催 年 1 回開催	8/23 先進地視察（岩手県矢巾町）を行い、チー ムオレンジ立ち上げに向けた情報収集と検討を 行う。第9期介護保険事業計画、介護予防・地 域支援部会の作業部会（10/10）、策定部会 （10/20）において事業の方向性について情報提 供し、意見を伺う。 - ステップアップ講座は、R6 年度内にチームオレ ンジの体制を整備した後に実施予定。

1-3 権利擁護事業

○高齢者虐待・消費者被害・困難な事例等の状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を行います。

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実施状況等
権利擁護事業	高齢者虐待対応研修会 年1回	市内3圏域に分けた圏域型地域ケア会議（1/18：東部地区、1/25：西部地区、1/29日：南部地区）において、居宅介護支援事業所、民生児童委員等に向けた高齢者虐待対応に係る説明会を実施。
	消費生活情報発行	市消費生活センターおよび国民生活センターの消費者被害に関する情報について、市内居宅介護支援事業所へ周知・共有。 24件（市消費生活センター12件、国民生活センター12件）を発信。
成年後見制度等 利用支援事業	普及啓発研修・説明会 年2回	成年後見制度出前講座：1回 （横手市自立支援協議会サービス管理責任者部会）
市民後見推進事業	養成研修修了者 10人	運営検討委員会兼地域連携ネットワーク協議会 3回開催 市民後見人養成研修《基礎研修》開催 受講者7人 市民後見人養成研修《実践研修》開講 受講者5人
	フォローアップ研修 受講者 25人	フォローアップ研修会2回：34人 第3回フォローアップ研修2/21開催、12人参加予定
	普及啓発研修・説明会 年2回	成年後見制度出前講座：1回 （横手市自立支援協議会サービス管理責任者部会）
介護相談員派遣 事業	派遣事業所 54箇所 アンケート調査1回/年	事業所への介護相談だより発行：年4回 アンケート調査実施 R4年度実績報告書実施 派遣事業所：43箇所（55箇所受入承諾）

◆成年後見制度等利用支援事業とは、成年後見制度の利用促進を図るため、低所得者に対し、審判請求費用及び成年後見人等への報酬費用を助成します。また、申立人が居ない方について市長による申立てを行います。

◆市民後見推進事業とは、日常的な金銭管理等の軽易な権利擁護を行う市民後見人を養成します。

1-4 一般介護予防事業の推進

○地域と連携して人や活動につながっていない高齢者を把握し、地域の活動に繋がります。また、高齢者自ら要介護状態になることの予防に取り組めるよう、出前講座を実施し、口腔機能向上、フレイル予防、ロコモ予防、栄養改善等普及啓発を行います。

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実施状況等
介護予防普及啓発事業	健康講座等回数 200回	介護予防教室「運転寿命を延ばそう」の実施 (センター2回/年、計6回) 歯科健康教育の実施 (8地域局、地域包括支援センター 20回) 「筋力・仲間・笑顔がふえるニュースポーツ講座」2回 健康講話 120回
	健康講座等参加者数 3,000人	介護予防教室 94人 歯科健康教育の実施 219人 健康講話 1,196人
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーターフォローアップ講座 年1回	介護予防サポーター意見交換会：1回 18人 サポーターフォローアップ研修：1回 17人 サポーター通信 年2回発行(対象者37人)
地域リハビリテーション活動支援事業	協力事業者数 5事業者	協力事業者数：5事業所 雄物川クリニック、市立横手病院、市立大森病院、まっこいしや、りんごの里 リハビリ専門職等との情報交換会：2回
	利用団体数 10団体	住民通いの場 7箇所 260人 介護サービス事業所 2箇所 21人

事業内容	実施状況等
一般介護予防の推進 …「スポーツと介護予防」をテーマに、関係 部署と情報 ・意見交換会の開催 …体力測定会等の試行事業の実施	8/17、11/13 庁内検討会を開催。9/14 市スポーツ振興課と具体案を検討し、10/5 庁内検討会委員を対象にニュースポーツ体験会を実施。2/13 スポーツ推進委員とモデル事業の打合せを実施。 - R3・4年度介護予防把握事業の分析結果から、金沢・黒川・境町地区の前期高齢者を対象にモデル事業を実施予定(2/27、3/5)。2/1 対象地区に市報折込チラシを配布。

事業内容	実施状況等
健康づくりの習慣化 中規模駅 22ヶ所 小規模駅 67ヶ所	中規模延べ利用者 2,938人 小規模延べ利用者 42,132人 70歳からのらくらく運動教室参加実人数(年2期実施) 20人(実施回数16回)

1-5 地域ケア会議の推進

○地域ケア会議を定期的に開催し、保健・医療・福祉・行政・介護サービス事業者等を含めた地域局単位での意思統一を図るとともに、地域における関係機関同士の連携強化と地域包括ケアの深化・推進を目指します。

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実施状況等
地域ケア会議の開催	自立支援型会議 年9回	支援困難型地域ケア会議 44回 自立支援型地域ケア会議 3回
	圏域会議 年3回	東部圏域会議 1回 54人 西部圏域会議 1回 38人 南部圏域会議 1回 36人
	推進会議 年1回	第3回地域包括支援センター運営協議会にて協議
包括的・継続的 ケアマネジメント 支援事業	介護支援専門員に対する 研修会の開催、情報 交換会 年3回	・市内3圏域（7/26：西部、9/21：東部、11/21：南部）に分けた自立支援型地域ケア会議を実施。 ・2/20 浅舞地区交流センターにて、『生活が困窮している方への支援の仕方～生活保護制度について学ぶ～』と題し、包括的・継続的ケアマネジメント支援研修会を開催。40事業所、40名が参加。
総合相談支援事業	在宅介護支援センターとの連携を更に密にし、相談支援の機能強化を図る	・8/4 浅舞地区交流センター、2/1 Y2 ぷらざにて、市内在宅介護支援センターとの情報交換会を開催。 ・11/14 本庁舎にて、市内4医療機関の医療ソーシャルワーカーとの情報交換会を開催。 ・2/22 サンサン横手にて、自立相談支援窓口・障がい者基幹相談支援センターとの情報交換会を開催。 ・パンフレット作成委員会を定期的に開催し、住民啓発に向け取り組んでいる。
介護予防ケアマネジメント事業	介護予防研修会の開催 年1回	・包括内ケアマネジメント研修会を開催 5回 ・12/5 『口腔機能の基礎知識と支援のポイント』と題し、介護予防ケアマネジメント研修会を開催。32事業所、介護支援専門員51名が参加。

1－6 地域における生活支援体制の整備

○すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で支えあう仕組みづくりを整備するため、横手市全域及び8地域における「協議体」の設置と「生活支援コーディネーター」を配置しています。「協議体」は地域の生活課題の把握とその支援方法を検討することで、住民主体の支えあい活動の創出を役割とし、「生活支援コーディネーター」はその活動を伴走支援することで、地域共生社会の実現を目指します。（※社会福祉協議会へ業務委託）

事業名	第8期介護保険計画 R5年度 目標値・指標	実 施 状 況 等
生活支援体制整備事業	協議体数 16 か所	第1層協議体（市全域） 会議 1 回 開催 第2層協議体（8地域） 会議 35 回開催 ※主な実施内容 ・横手市地域支えあいネットワーク市民集会の開催 ・ボランティア人材バンクの検討
	コーディネーター数 24 人	生活支援コーディネーター 1 人（全域） エリアマネージャー 3 人（東西南3圏域） 地域支えあい推進員 14 人

権利擁護事業

◇ 高齢者虐待の対応状況（養護者による虐待）

（単位：件）

（１）通報（届出件数）	R3年度	R4年度	R5年度
件数	12	16	11
うち、虐待と認定した数	2	5	3
（２）虐待の種別 ※	R3年度	R4年度	R5年度
身体的虐待	10	13	7
介護等の放棄等	1	3	3
心理的虐待	3	4	1
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	2	3	1
（３）通報（届出）の経路	R3年度	R4年度	R5年度
本人	0	0	1
親族	4	3	2
職務上知り得た者	8	13	7
その他（一般市民等）	0	0	1
（４）被虐待者の性別	R3年度	R4年度	R5年度
男	5	3	3
女	7	13	8
（５）被虐待者の年齢	R3年度	R4年度	R5年度
64歳以下		1	1
65歳～69歳	1	1	1
70歳～79歳	4	3	6
80歳～89歳	6	7	1
90歳～99歳	1	3	2
100歳以上	0	1	0
（６）被虐待者と虐待者の続柄	R3年度	R4年度	R5年度
配偶者	2	4	3
息子	8	8	5
娘	0	1	2
息子の配偶者	0	0	0
娘の配偶者	0	1	0
兄弟姉妹	1	0	0
その他	1	3	1
（７）対応状況	R3年度	R4年度	R5年度
事実確認	12	8	11
措置入所等による保護等	3	4	1
立入調査	0	0	0
面会の制限	1	2	0
養護者の支援	7	2	2
その他	0	3	3

※複数該当する状況を含む

総合相談支援事業

(1) 対象者の状況

相談区分 (単位：件) 対象者の世帯状況 (単位：件)

新規	継続	独居	高齢世帯	その他
1013	1995	1077	667	1264

対象者の認定区分

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	その他※
146	176	44	15	13	1	12	2,600

※その他～未申請、申請中

相談者 (重複有)

本人	家族	関係機関	その他
398	1223	1283	104

相談対象者の地区状況 (単位：件)

横手	山内	平鹿	十文字	増田
1426	61	245	486	125
大森	大雄	雄物川	市外	不明(匿名)
307	94	225	26	13

(2) 相談・支援の方法 (重複あり)

単位：(件) / (時間)

訪問	電話	面接	その他(書面等)
504	1636	649	219
547:41	877:02	446:01	240:22

(3) 時間外対応状況

(転送電話からの対応等)

件数	時間(分)
90	5:07

(4) 相談種別の内容 (重複有)

単位：(件) / (時間)

	総合相談支援											権利擁護				運動器	認知症総合支援 初期集中支援	その他
	介護相談	地域支援・連携	福祉事業	医療・入院	施設入所	ケアマネ支援	認知症	精神疾患	ミニケア会議	サービス調整	介護申請	成年後見	高齢者虐待	消費者被害	D V			
件数	1199	429	43	247	153	162	742	197	26	155	196	27	22	1	1	65	56	55
時間	673:25	274:50	28:23	231:57	160:08	148:56	570:32	154:29	32:55	86:17	127:53	15:18	32:35	0:20	0:20	54:35	43:25	47:55

介護予防ケアマネジメント

計画作成状況（推移）

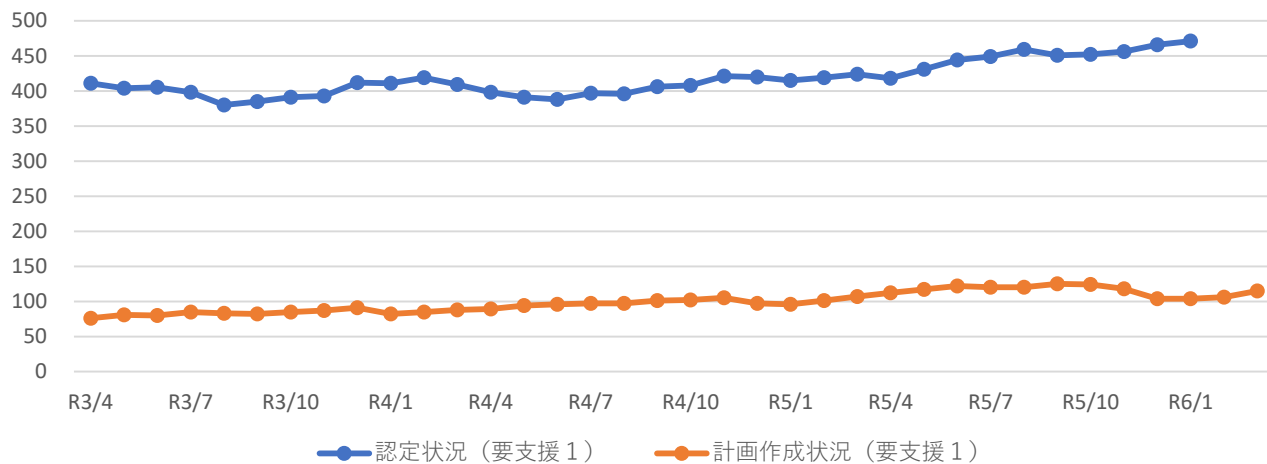
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
事業対象者	R4	654	650	655	642	636	637	652	663	655	652	656	676	7,828
		516	529	543	541	539	541	556	562	561	554	554	564	6,560
	R5	679	672	679	674	652	648	650	666	659	648	656	660	7,943
		575	566	577	577	561	556	558	570	567	562	565	572	6,806
要支援 1	R4	108	107	112	118	110	117	112	114	118	117	119	118	1,370
		95	94	97	100	96	99	102	102	108	106	109	107	1,215
	R5	118	122	116	118	123	118	123	133	146	146	152	145	1,560
		107	111	107	109	114	111	114	120	133	134	137	132	1,429
要支援 2	R4	224	223	226	219	215	225	223	223	229	225	230	229	2,691
		206	203	205	198	200	212	210	207	212	211	215	213	2,492
	R5	232	236	233	231	226	219	228	229	236	240	247	240	2,797
		215	218	216	213	209	204	214	214	222	227	238	230	2,620

（各下段は居宅介護支援事業所への一部委託）

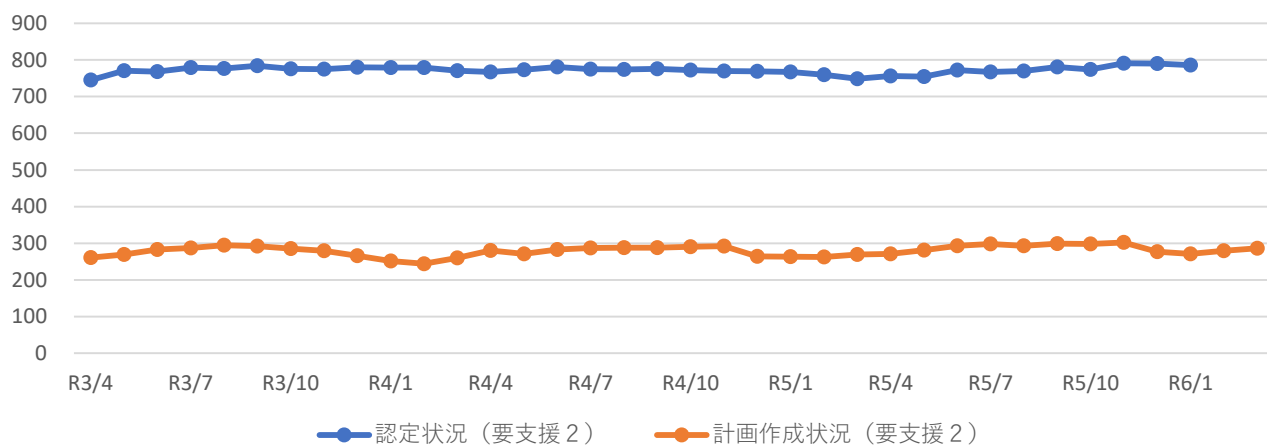
(単位:人)

項 目			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
要支援 1	認 定 者 数	R3	411	404	405	398	380	385	391	393	412	411	419	409	4,818
		R4	398	391	388	397	396	406	408	421	420	415	419	424	4,883
		R5	418	431	444	449	459	451	452	456	466	471	478	486	5,461
	計画作成数 (各年度下段 は居宅介護 支援事業所 へ一部委託)	R3	76	81	80	85	83	82	85	87	91	82	85	88	1,005
			65	68	68	73	68	71	74	74	79	73	75	77	865
		R4	89	94	96	97	97	101	102	105	97	96	101	107	1,182
			79	84	85	86	85	87	87	91	85	83	86	92	1,030
		R5	112	117	122	120	120	125	124	118	104	104	106	115	1,387
			99	104	107	105	112	112	110	104	91	93	94	102	1,233
要支援2	認 定 者 数	R3	745	771	768	779	777	784	776	775	780	779	779	771	9,284
		R4	767	773	781	775	774	776	772	770	769	767	760	749	9,233
		R5	756	755	772	767	770	781	774	791	790	786	779	775	9,296
	計画作成数 (各年度下段 は居宅介護 支援事業所 へ一部委託)	R3	261	269	283	287	295	292	285	279	266	251	244	260	3,272
			243	250	261	265	272	270	262	258	249	234	226	238	3,028
		R4	280	271	283	287	288	288	290	292	264	263	262	269	3,337
			259	250	262	262	264	262	264	268	244	244	245	252	3,076
		R5	271	281	293	298	293	299	298	302	277	271	279	286	3,448
			253	263	274	275	275	281	281	285	260	253	259	267	3,226

要支援 1 《認定・計画作成状況》



要支援 2 《認定・計画作成状況》

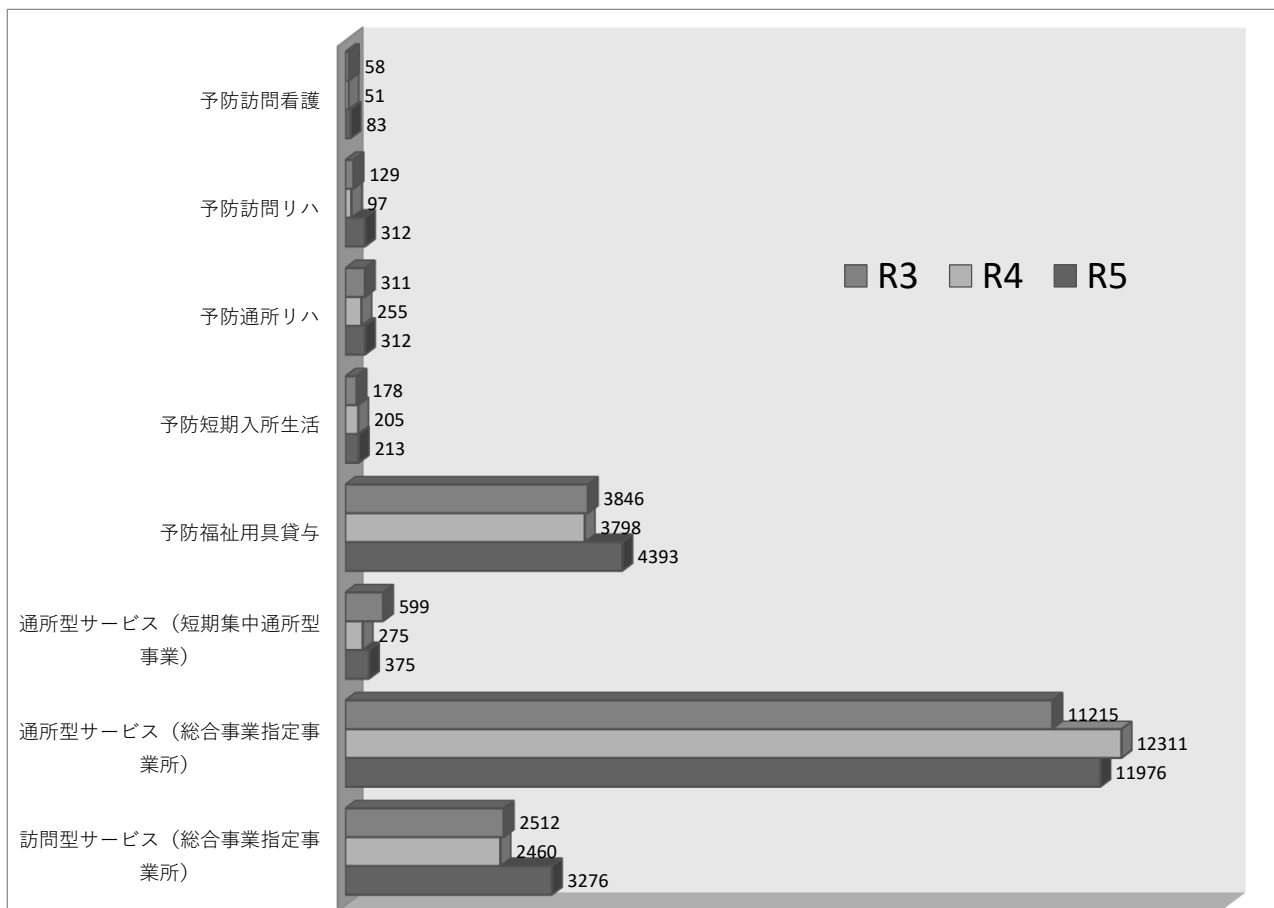


予防サービス種別利用状況(延人数)

(単位:人)

サービス種別	延利用者数		
	R3	R4	R5
予防福祉用具貸与	3,846	3,798	4,393
予防短期入所生活介護	178	205	213
予防通所リハビリテーション	311	255	312
予防訪問看護	58	51	83
予防訪問リハビリテーション	129	97	73
予防訪問入浴	4	13	11
予防認知通所	0	0	1
訪問型サービス（総合事業指定事業所）	2,512	2,460	3,276
通所型サービス（総合事業指定事業所）	11,215	12,311	11,976
通所型サービス（短期集中通所型事業）	599	275	375
合 計	18,852	19,465	20,713

(重複利用有り)



民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年であり、すべての委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねております。

その活動の主なものは、社会奉仕の精神をもって、経済的に困っている人や心身障がい者、児童、老人等で問題を抱えている人々の相談、援助活動を行っています。

横手市には、定数で314人の民生委員・児童委員（内32人は主任児童委員）がおり、地域の社会福祉推進のために活躍しています。

①地区別民生児童委員

令和6年4月1日現在

（各地区（単位）民生児童委員協議会定員）

単位：人

地区民児協名	南	北	朝倉	旭	栄	境町	黒川	金沢
民生委員	25	13	12	12	13	5	5	7
主任児童委員	2	2	2	2	2	2	2	2
計	27	15	14	14	15	7	7	9

地区民児協名	増田	平鹿	雄物川	大森	十文字	山内	大雄	合計
民生委員	27	40	30	25	41	13	14	282
主任児童委員	2	3	2	2	3	2	2	32
計	29	43	32	27	44	15	16	314

②分野別相談状況

単位：件

分野別相談・支援件数	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	高齢者に関すること	2,839	2,802	3,010	2,890	2,802
	障がい者に関すること	283	250	197	277	202
	子どもに関すること	1,083	1,102	1,130	1,185	1,512
	その他	1,304	1,286	1,390	1,533	1,570
	計	5,509	5,440	5,727	5,885	6,086

③内容別相談・支援件数

単位：件

内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	区 分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	地域・在宅福祉	288	341	295	286	252
	介護保険	89	120	70	107	92
	健康・保健医療	299	202	292	343	319
	子育て・母子保健	49	53	47	99	74
	子どもの地域生活	398	577	647	573	709
	子どもの教育・ 学 校 生 活	621	405	397	397	661
	生 活 費	80	139	115	177	91
	年 金 保 険	22	17	24	37	21
	仕 事	40	45	70	72	64
	家 族 関 係	173	217	161	201	165
	住 居	65	143	156	116	109
	生 活 環 境	287	468	450	439	391
	日 常 的 支 援	1,425	1,357	1,476	1,383	894
	そ の 他	1,673	1,356	1,527	1,655	2,244
	計	5,509	5,440	5,727	5,885	6,086

生活困窮者自立支援事業

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき「自立相談支援事業」を実施している。市役所本庁舎 1 階に「横手市自立相談支援窓口」を設置し、複合的な課題を抱え、生活困難のリスクに直面している生活困窮者に対し、日常生活での自立や社会的、経済的自立に向けた個別的、包括的、経済的な支援を行っている。

また、平成 30 年度からは、家計改善支援事業を実施している。

1. 相談者数（実人数）

	男性	女性	不明	計
令和 5 年度	129	75	0	204
令和 4 年度	88	92	0	180
令和 3 年度	127	101	1	229
令和 2 年度	148	119	2	269
令和元年度	86	89	0	175

2. 年齢別

	～10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	計
令和 5 年度	0	13	27	47	36	30	51	204
令和 4 年度	1	16	30	36	32	27	38	180
令和 3 年度	2	11	37	37	41	43	58	229
令和 2 年度	1	21	32	69	49	54	43	269
令和元年度	2	5	23	35	35	48	27	175

3. 相談内容

	令和 5 年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
病気や健康、障がい	83	70	73	71
住まい	39	48	71	116
収入・生活費	149	149	190	202
家賃やローンの支払い	45	43	57	105
税金や公共料金等の支払い	54	46	62	69
債務	36	21	35	27
仕事探し・就職	47	42	64	89
仕事上の不安やトラブル	19	17	27	8

地域との関係	8	5	5	5
家族との関係	49	36	51	40
子育て	10	5	17	10
介護	20	23	13	14
ひきこもり・不登校	29	17	28	20
DV・虐待	0	4	3	1
食べるものがない	49	23	32	14
その他	5	9	13	18
計	642	691	868	511

4. 支援実績（支援実施延べ回数）

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
電話相談等	722	820	934	987
訪問・同行支援	303	295	240	175
面談	666	700	826	768
支援調整会議	24	24	31	28
他機関との会議・協議等	568	777	1,009	692
その他	86	54	25	20
計	2,369	2,670	3,065	2,670

5. 支援調整会議

	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実施回数	6	6	6	5